

令和 6 年12月 9 日（月）

於・TKP新橋汐留カンファレンスセンター ホール 6

# 令和 7 管理年度の T A C（漁獲可能量） 設定に関する意見交換会（くろまぐろ）

## 議事速記録

令和 7 管理年度の T A C（漁獲可能量）設定に  
関する意見交換会（くろまぐろ）

日時：令和 6 年12月 9 日（月）

13：41～16：20

場所：TKP新橋汐留カンファレンスセンター ホール 6

議 題

- 1．W C P F C 年次会合の結果について
- 2．令和 7 管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について
- 3．令和 7 管理年度の T A C（漁獲可能量）設定について
- 4．くろまぐろ関係予算について
- 5．その他

午後 1 時30分 開会

○番場課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまからくろまぐろの令和 7 管理年度の T A C 設定に関する意見交換会を開催いたします。

私、本日司会進行を務めます水産庁資源管理推進室の番場と申します。よろしくお願いいたします。

初めに事務的な御案内になりますが、本日、会場、ウェブ参加含め非常に多くの方に参加いただいております。会場の皆様にはお願いですけれども、御発言の際にはウェブ参加者にも発言が伝わるように、こちらから先にマイクをお渡ししますので、必ずマイクを通じて御発言いただくようお願いいたします。

それから、ウェブ参加されている皆様につきましては、発言を希望される場合には W e b e x の手を挙げる機能を使ってお待ちいただければと思います。その後こちらの方から指名をさせていただきますので、指名があった際に御発言をいただければと思います。それから発言をされていないときには音声をミュートにさせていただくようお願いいたします。

続きまして、本日の会議の議事録ですけれども、後日個人情報を伏せた上で水産庁ホームページに掲載させていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

その他御留意いただきたい点について幾つか御案内させていただきます。まず、報道関係者の皆様については冒頭カメラ撮りとなりますので、後ほど冒頭カメラ撮りはここまですと改めて御案内いたしますが、そこまでをお願いいたします。それから、会議終了後に報道関係者からの質問をお受けする時間を別途設けますので、質問はその際をお願いいたします。

それから、会場の皆様をお願いですけれども、ごみは全てお持ち帰りください。

その他、水産庁の職員の指示に従っていただくようお願いいたします。

では、次に配布資料の確認をさせていただきます。会場の皆様の方には封筒で資料をお配りしてございますけれども、まず議事次第がございます。その後に資料一覧という 1 枚紙がございます。それ以降、資料 1、W C P F C 第21回年次会合の結果について。資料 2、令和 7 管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方。資料 3、令和 7 管理年度の T A C 配分（案）、資料 4、くろまぐろ関係予算についてという、こちらは 1 枚紙になります。それから、以降が参考ですけれども、資料 5、くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について。資料 6、ブロック説明会等における主な意見。資料 7、太平洋くろまぐろの資源管理について、でございます。

資料に不備等ありましたら、事務局の方にお申出をください。

次に、主催者側の紹介をさせていただきます。

水産庁資源管理部長の魚谷でございます。

○魚谷部長 魚谷です。よろしくお願いします。

○番場課長補佐 漁獲監理官の福井でございます。

○福井漁獲監理官 福井です。よろしくお願いいたします。

○番場課長補佐 資源管理推進室長の赤塚でございます。

○赤塚資源管理推進室長 赤塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○番場課長補佐 管理調整課沿岸・遊漁室長の城崎でございます。

○城崎沿岸・遊漁室長 城崎です。

○番場課長補佐 お隣、国際課かつお・まぐろ漁業室の鈴木につきましては、後ほど参加をさせていただきます。

それから、同国際課課長補佐の山田でございます。

○山田課長補佐 山田です。よろしくお願いします。

○番場課長補佐 管理調整課課長補佐の佐藤でございます。

○佐藤課長補佐 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○番場課長補佐 国際課課長補佐の晝間でございます。

○晝間課長補佐 晝間です。よろしくお願いします。

○番場課長補佐 それから、加工流通課課長補佐の富樫でございます。

○富樫課長補佐 富樫です。よろしくお願いします。

○番場課長補佐 それでは、開会にあたりまして、魚谷から一言挨拶を申し上げます。

○魚谷部長 皆さん、こんにちは。改めまして、水産庁資源管理部長の魚谷でございます。

それでは、T A C 意見交換会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、参加者の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

毎年のT A C 設定につきましては、漁業法に基づいてあらかじめ水産政策審議会の意見を聞いて行うということとされておりますが、その資料等を毎年公開をしているところでございます。

このT A C 意見交換会の趣旨といたしましては、12月11日の水産政策審議会資源管理分科会の開催に先立ちまして、事前に漁業関係者と関心を有する方々の自由参加の下、公開

でT A Cの配分案を示し、意見を聞く機会を設けること、これを目的としております。

くろまぐろにつきましては、国際的に我が国の漁獲上限が定められているところでございまして、先日行われましたW C P F Cの年次会合において増枠が決定されたところでございます。

国内では、このくろまぐろの数量管理のため、定置網漁業においては放流に大変な御努力をされており、漁船漁業においても放流あるいは獲り控えといったことに取り組んでいただいているというふうに承知をしております。

今回の増枠につきましては、厳しい数量管理に御尽力いただいている全ての関係者の取組の結果だというふうに認識をしております、この場を借りて改めて皆様方の御尽力に感謝を申し上げます。

この増枠後の国内配分については、水産政策審議会資源管理分科会の下に設置をされましたくろまぐろ部会において、くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方が審議をされてきたところでございます。

本日は、W C P F C年次会合の結果を報告いたしました後、これまでくろまぐろ部会で審議をされてきた配分の考え方の案を踏まえて算定をした令和7管理年度の各管理区分等への漁獲可能量の具体的な配分案について当庁よりお示しをし、参加者の皆様から御意見をいただくこととしております。

繰り返しとなりますけれども、今回の増枠については、くろまぐろを漁獲する全国の漁業者の皆さんがT A C管理に厳格に取り組んでいただいた結果でございます。配分の考え方の下、その恩恵は努力をされてきた関係者全ての皆さんで分かち合っていただきたいというふうに考えております。引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

最後に、今回の増枠が我が国水産業の成長産業化に貢献するものとなることを祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○番場課長補佐 それでは、報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、カメラ撮影は終了していただくようお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。本日議題ごとにまず水産庁から説明をさせていただきます、その後各議題ごとに質問、御意見をいただく時間を設けますので、その際適宜御発言や御質問等ある方は挙手をお願いしたいと思います。

これ以外について御意見、御質問等ありましたら、（５）その他のところでお願いいたします。

それでは、まず（１）議題１、W C P F C年次会合の結果について、説明をさせていただきます。

○晝間課長補佐 改めまして、水産庁国際課でW C P F Cの交渉を担当しております晝間と申します。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

資料１のW C P F C年次会合の結果について、表裏の１枚紙になっておりますけれども、こちらに沿って御説明をいたします。

今年の11月の終わりから12月の頭にかけて、フィジーで人が集まって対面の会合、一部ウェブ参加の方も可能という形で併用で開催をいたしました。

参加国・地域としましては、日本をはじめとする26か国・地域が全て参加する形で行われました。また、関係する国際機関、N G Oの代表なども参加しているということでございます。

３番の我が国出席者ですけれども、政府代表を務めております水産庁資源管理部審議官の福田を筆頭に、W C P F C北小委員会の議長を務めている宮原顧問他、私含め水産庁の担当者、また関係省庁、研究機関、さらには業界関係者の方にも参加をいただくという形でした。現地含めて御対応いただいた方々にはこの場を借りて感謝を申し上げます。

４番の主な結果でございます。太平洋くろまぐろについて、７月に釧路で開催された北小委員会の方で勧告という形で合意されておりました小型魚については10%、大型魚については50%の増枠を含めた措置が採択されたことになります。その結果といたしまして、日本の漁獲上限はそれぞれ10%、50%増ということで、こちらに記載をしております4,407トン、400トン増と、8,421トン、2,807トン増ということで、W C P F C上の日本の漁獲上限ということで決定されたものがこのように増加したということでございます。

W C P F Cの年次会合につきましては、先ほど申し上げた北小委員会からの勧告を踏まえて、最終的な意思決定をする場という位置づけになりますけれども、年次会合に参加している国というのは必ずしもみんなが北小委員会の方に参加しているわけではありませんので、異なる意見も出る可能性は十分にあると、結果には予断を持たないということで会議の方に臨みまして、事前の意見交換なども含めていろいろ対応を尽くして、合意が得られるようにということで対応したつもりでございます。

結果として北小委員会で勧告されたとおりに増枠の方は合意をされたということでござ

います。

先ほど魚谷の方からもありましたけれども、この結果につきましては、資源管理に御協力いただいて、資源回復を実現して、その結果こういった結果になったというふうに理解をしております、交渉の担当からも皆さん御協力いただいた方々の御努力、御尽力に感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

裏面が今回の合意内容の詳細になっておりますけれども、この中身につきましては、7月の北小委員会の結果と何ら変わっておりませんので、これまでいろいろな説明会等でも御説明をしている中身でございますので、時間の関係もありますので、私の説明の中では割愛させていただきます。御不明点あれば、御質問、終わってから休憩のときの個別の御質問でも結構ですので、いただければ、それについては対応させていただきたいと思います。

簡単ですが、私からの説明は以上でございます。

○番場課長補佐 それでは、御意見御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

改めてですけれども、マイクをこちらからお渡ししますので、必ず最初に御所属、お名前を述べていただいた上で御発言をお願いいたします。

それから、ウェブ参加の方におかれましては、手を挙げる機能で手を挙げて待っていたければ、後ほど指名をさせていただきますので、同様に指名があった場合には、まず御所属とお名前を述べていただいた上での御発言をお願いいたします。

それでは、すみません、よろしくお願いいたします。

御意見、御質問等いかがでしょうか。

ウェブの方もいかがでしょうか。もし御意見、御質問等あれば手を挙げていただければと思います。

よろしいでしょうか。

そうしたら、次に進ませていただきたいと思います。次が議題2、令和7管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について説明させていただきます。

○福井漁獲監理官 水産庁漁獲監理官の福井です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2に従って御説明をさせていただきたいと思います。

令和7管理年度以降のくろまぐろ漁獲可能量の配分の考え方ということでございますけれども、こちらの資料2の方が配分の考え方について概略で御説明した資料になりまして、参考でつけております資料5がくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方の方案ということで、

配分の考え方の全体版の詳細が記述された資料になりますので、もし必要であれば、そちらの方も併せて御参照いただければというふうに思います。

まず、資料を開いていただいて、スライドの1枚目ですけれども、これまでの経緯と今後の予定ということでございます。7月10日から16日に、先ほど申し上げましたとおりWCPFCの北小委員会の方で増枠等の勧告が行われまして、8月に北小委員会の勧告を受けて、くろまぐろに関するブロック説明会ということで、全国5か所で北小委員会の結果の説明、それから今後の配分に関する皆様方からの御意見をお聞きしたところでございます。

その後、水産政策審議会の資源管理分科会の下に設置されておりますくろまぐろ部会、これは平成30年9月に設置されておまして、これまでもくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について検討されてきたものでございます。この配分の考え方について、今回の増枠の勧告を受けて、改正について議論をいただいたということでございまして、9月24日、10月22日、11月26日の3回にわたって同くろまぐろ部会で配分の考え方の審議が行われてきたところでございます。

その後、11月28日から12月3日までWCPFCの年次会合で、先ほど国際課の晝間から御説明したとおり、WCPFCの北小委員会の勧告の採択、ここで正式に増枠の決定が行われたということでございます。

晝間の方からも御説明申し上げましたけれども、北小委員会の勧告が必ずしもそのまま年次会合で採択されるかどうかというのは不透明な部分がございましたので、年次会合で正式に採択されるまで交渉上不利益になるおそれがございますので、具体的な配分数量というところに踏み込んだ議論はなかなか行えないということで、くろまぐろ部会でも配分の考え方についてのみ議論させていただきまして、年次会合後の本日、12月9日にTAC設定に関する意見交換会というこの場で配分の考えを踏まえて算定した令和7管理年度の配分案を御説明するという形になったことにつきまして、御了解いただきたいと思います。

この後、非常にタイトなスケジュールでございますけれども、明後日11日の水産政策審議会の第134回資源管理分科会で配分の考え方と配分案につきまして審議、決定される予定でございます。

次に、スライド2の方に移っていただきまして、これが令和7管理年度以降の配分の考え方の前文の部分になります。資料5で申し上げますと、7ページのところの6ボツの令和7管理年度以降の配分の基本的考え方というところに記載されているものです。

ここでは、まず、経営の依存度を反映するものとして、まず過去のくろまぐろの漁獲実績を基本とする。さらに、小型魚10%増枠及び大型魚50%増枠がW C P F C 北小委員会において合意されたことを受け、令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方についての7. (3)の増枠時の対応の考え方に立ち、過去の漁獲実績及び各漁業の漁獲が親魚資源に与える影響の度合いを考慮しつつ、放流等の混獲回避を行うなど、漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業等に対して配慮するということが記載されております。

次のスライド3に移っていただきまして、こちらが配分の考え方の中で大臣管理区分及び都道府県全体への配分についての記述でございます。

まず、分布域や海洋環境の変化等の影響をある程度反映していること、漁獲枠の有効利用の観点からも望ましいこと、及び他のT A C資源で基本的に用いられていることから、基礎比率、これは令和3年から令和5年の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均値になります、これを用いて配分することを基本とし、小型魚・大型魚それぞれで以下のとおりとする、というふうにしております。

まず、小型魚についてでございますけれども、小型魚については、基礎比率を用いて配分することを基本とする。ただし、当該数量が、令和6管理年度の基礎配分、ちょっとこの括弧の中が誤植がございまして、正しい形で読み上げさせていただきますと、過去の超過分の差引きや、同一の大臣管理区分または都道府県の小型魚から大型魚への漁獲枠の振替等の処理を行う前の当初配分に相当する数量としています。ウェブの方に掲載させていただいている資料は修正済なのですが、本日紙で配布した資料はちょっと修正ができておりませんので、お詫びして訂正させていただきます。これを下回る場合は、令和6管理年度の基礎配分とすることを基本とした上で必要な調整を行うというふうにしております。

次が、大型魚でございますが、大型魚につきましては、(1)で令和6年のW C P F Cにおける我が国の漁獲上限相当分の数量5,614トン、基礎比率を用いて配分することを基本とする。

(2)増枠相当分の数量2,807トンは、基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分する。また、大臣管理区分間での配分については、令和6管理年度の基礎配分からの増加量及び増加率並びに漁獲割当てによる管理の状況を考慮し、必要な調整を行う、としております。

この(2)の最後にある漁獲割当てによる管理の状況を考慮という部分につきましては、

3 回目のくろまぐろ部会も含めて、部会の委員の方々から I Q 管理に取り組んでいる漁業について配慮すべきではないかというような意見を踏まえて、次の資源管理分科会に提出する配分の考え方（案）の中で修正した形でお諮りしたいというふうに考えている部分でございます。

次のスライドの 4 ページですけれども、非常に細かくなって恐縮なんです、後で配分の具体的な数量のときにもう少し具体的な数量とともに御説明したいと思いますけれども。これは各都道府県、都道府県に全体で配分した中から、各都道府県に配分する際の考え方になります。これは、資料 5 でございますと、8 ページの（2）の各都道府県への配分というところに記述されているものです。この資料 5 の 8 ページの部分の記述がこのスライド 4 の左側にそのまま記載しております。

まず、この 1、基本という部分が水色の部分ですけれども、ここは基礎比率を用いて配分することを基本とするというふうにしております。

2 の調整というところですが、ここでこの緑の部分ですけれども、ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和 6 管理年度の過去の超過分の差引きや、小型魚から大型魚への漁獲枠の振替等の処理を行う前の都道府県別漁獲可能量に相当する数量、都道府県別の基礎配分というふうに言っていますけれども、これを下回る都道府県については令和 6 管理年度の都道府県別の基礎配分にすることを基本とすると。基礎比率で計算した数量が令和 6 のときより下回っている場合は令和 6 の基礎配分までは戻しますというのがこの部分になります。

その上で、令和 6 管理年度の都道府県別基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行うというのが、この 2 の調整の棒グラフの上の部分になります。

さらに、国は当該調整の後、以下の①から⑦に掲げる上乘せまたは追加配分を行うと。これらの調整、上乘せまたは追加配分にあたり、国は一定の数量を確保した上で行うということになります。この上乘せと追加配分というのが、この右側で言うところの 3 の、薄オレンジの上乘せというところと、一番右側の管理年度中に行う追加配分というものになります。

まず、この上乘せというのは、当初に上乘せするものとして、まず一つ目の①ですけれども、混獲管理を目的として、基礎比率を用いて算出された数量または令和 6 管理年度の都道府県別の基礎配分が 1 トン以下となる都道府県に対して上乘せするもの。これは小型魚、大型魚共通であります。配分が非常に少ない 1 トン以下の都道府県に対する上乘せに

なります。

②が、都道府県別の漁獲可能量を超えないよう、漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、①の上乗せの数量が平成27年度、2015年度から令和5年度、2023年度の各年度の最大漁獲実績を下回る都道府県に対して上乗せするもの。これは大型魚のみになりますけれども、管理が開始された過去9年の最大漁獲実績との間で差がある場合には、その過去9年の最大漁獲実績のところまでは上乗せするというものがこの②になります。

次の③ですけれども、都道府県別漁獲可能量を超えないよう、漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、この②までの上乗せの後の数量が少ない都道府県に対して上乗せするもの、これは小型魚、大型魚共通になります。

次が④ですけれども、第2管理期間及び第3管理期間の超過分の差引により、基礎比率が低くなる都道府県への影響緩和を目的として、該当する都道府県に対し、③までの上乗せの後の数量にさらに上乗せするものになります。これも小型魚、大型魚共通の規定になります。

次が、一番右の4の追加配分に該当するもので、これは管理年度中に該当がある場合に追加配分するというものでございます。

⑤が、管理年度中の漁獲枠の融通を促進することを目的として、前管理年度に未利用分を譲渡した都道府県に追加配分するもの、これは小型魚、大型魚共通ですけれども、いわゆる譲渡メリットと呼ばれているもので、当初配分量の7%を上限に譲渡数量と等量を配分するという、今までどおりの規定になります。

次の⑥が漁獲可能量の有効利用を目的として、前管理年度の消化率が高い都道府県に追加配分するもの、これも小型魚、大型魚共通で、いわゆる消化率メリットと呼んでいるもので、消化率が8割以上となった場合に、追加配分原資の残を均等に配分するというものになります。

⑦が、小型魚の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象を小型魚から大型魚へ転換するための国が定める枠組みに参加する漁業者に対するものとして追加配分するもの、これは大型魚のみになりますけれども。後ほどくろまぐろの予算の説明のときに、ここの部分について併せて御説明したいというふうに考えております。

配分の考え方は以上なんですけれども、なかなかこの配分の考え方だけでは具体的な数量と併せてでないとなかなかイメージがわからないかもしれないですけれども、今現在くろまぐろ部会で議論されてきた配分の考え方について御説明は以上になります。

また、資料3で、次に漁獲可能量の配分、具体的な数量と併せてまた必要であれば補足的な説明を加えて御説明したいと思います。

説明は以上になります。

○番場課長補佐 それでは、御意見、御質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

ウェブの方、よろしくお願いします。

○質問者 基礎比率の点についてちょっと質問があるんですけども。今回、令和3管理年度から令和5管理年度の漁獲実績を基礎比率とするということになってはいますが、やはり漁獲制限の負担が多かった平成22年から24年度の実績を無視してほしくないという思いはあります。なぜならば、まぐろは大きく回遊しますし、環境の変化、あるいは環境の変化によって回遊時期、海域が大きく変わりますので、基礎となる実績は変更するならばやっぱり新旧多年にわたっての平均数値にするべきではないかというふうに私は思っています。

我々五島列島は最南端に位置しておりますので、期間内においてもよそが獲れた後にしか獲れないと、漁獲の配分枠がなくなってからしか獲れないという傾向がありますので、どうしても実績が伸び悩むという面があります。そういう面もありますので、やはり基礎配分の比率は3年ぐらいじゃなくて、あるいは6年とか10年とかそういったものにしてほしいと思っております。

以上です。

○福井漁獲監理官 ありがとうございます。

基礎比率の年の取り方をなるべく長く等々取っていただきたいというお話だったかと思いますが、資料5の7ページのところと今のスライドの3のところですが、この(1)の大臣管理区分及び都道府県全体の配分というところで、おっしゃったとおり、分布域や海洋環境の変化等の影響というのが近年いろいろと変わってきているというところはございますが、そういうことも踏まえてできるだけ直近の実績を用いた方がいいのではないかというのがくろまぐろ部会で出た意見でございます。

もう一つは、他のTAC資源との関係も踏まえると、他のTAC資源でも基本的に用いられているということで、直近3か年度を用いるのが適当ではないかと御意見をいただいているところでございます。

過去の実績等々につきましては、特に小型魚なんかにつきましては、大臣管理漁業から大型魚への振替倍率の残は都道府県の方に来たり、そういったところで都道府県の方にか

なり直近の漁獲実績を反映させてきた方が有利ではないかというような御意見もいただいていたところですよ。

また、直近を用いるというところで、今回配分の考え方の各都道府県への配分の中にはなってしまうんですけれども、過去9年の最大漁獲実績との差がある場合には、大型魚については過去9年の最大漁獲実績を取るというような考え方も盛り込んでおりますので、そういった面も踏まえて御理解いただければというふうに考えております。

○質問者 いいですか。やはり3年では、1年例えば不漁だった場合、その1年で足を引っ張られて枠の比率が下がるという考え方もあるんですよ。実際、私ども22年から24年の平均を取ったとき、あと1年どっちかにずれたら結構比率があったのに、その1年が不漁の年だったばかりに実績が少なかったという例もあるので、やはりその1年不漁だった年をカバーできるようにちょっと長いスパンで、直近にしても長いスパンで配慮していただきたいというふうに考えるんですけれども。

○番場課長補佐 ありがとうございます。1点説明をさせていただきたいのは、今回この基礎比率で用いる漁獲実績ですね、各県のそれぞれの地域のところまでの漁獲実績を細かく見て基礎比率なりその配分を算出しているわけではありまして、基本的にはその県の漁獲実績を見て比率を見ております。

その上でちょっと御紹介をさせていただきたいのは、資料7の、すみません、ページが振ってないんですけれども、資料3の18ページから21ページまでを御覧いただきたいんですけれども。例えば長崎県さんで言えば、小型魚のこの2021年から2023年の実績というのが採用されております。それから、大型魚についても同じで、2021年から2023年のものが基礎比率となりますし、大型魚については最大実績、長崎県さんで言えば2021年のこの実績が採用されているということとなります。

繰り返しになりますが、この数字を用いてやっているというところで、それぞれのさらに細かい各浜での好不漁というのは、他のところが獲れているのかもしれませんが、いずれにしても各地域までの不漁というのは考慮せずに、この長崎県県全体での実績を考慮して配分をしているということとなります。

よろしいでしょうか。

○質問者 はい、あまり納得いかないですけれども、いいです。

○番場課長補佐 そしたら、会場の方で左奥の方、よろしくお願いいたします。

○質問者 今、基準年の件でちょっと沖縄の方からも少し意見を述べさせていただければ

と思います。

沖縄の方は大型のくろまぐろ、小型魚はないんですが、漁期が4月から7月までとなっている状況で、TACが本格導入されて以降、毎年国から配分された漁獲枠の95%以上を消化し、漁期の途中の5月には採捕停止などというのがずっと続いております。今回、水産庁が配分基準年としている令和3年から令和5年の期間では、資源の回復に伴い、それ以前の令和元年や令和2年に漁獲枠を使い切れなかった都道府県がシェアを拡大する一方で、沖縄県は追加配分が減少した影響を受け、配分枠の大半を消化しているのにもかかわらず、全国シェアが縮小、いわゆる基礎比率が低下しているという状況になっております。

また、本県は漁期の開始が全国で最も早い4月に当たるため、他県からの枠の融通を受けることも難しいという実情がございます。

このように、沖縄県、TAC導入初期から高い消化率を維持しながらも、採捕停止を余儀なくされている慢性的な獲り控え状態が続いております。これまでの会議で獲り控えした都道府県に配慮すべきという意見も出されていると伺っておりますので、TAC当初から高い消化率を維持してきた都道府県へ配慮をお願いします。

具体的には、先ほど五島もおっしゃっていましたが、3年ではなく、長い年数で率を求めていただくことや、消化率の高い都道府県に対する追加配分等を検討していただければというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

○福井漁獲監理官 今いただいた意見ですと、先ほどの資料3の21ページになりますけれども、この直近3年、21年度から23年度までの平均と、直近、長く取って9年の平均で比べると、直近3年の方が高くなりますし、直近9年の最大値で取ればこの220トンでかなり高い値になると思うんですが、それでも直近の期間を長く取った方がいいということでしょうか。

○質問者 すみません、TACが開始された令和元年からというふうなイメージでお話しさせていただいております。

○質問者 すみません、少し補足させていただいてもよろしいでしょうか。

先ほど申し上げたこと、もう少し詳しくお話しさせていただきたいんですけれども。TACが開始された2019年というのは、全国的にまだ消化率が高くない状況で、都道府県の漁獲可能量の消化率というのは大体7割弱の状態にあります。一方で、沖縄県などの一部の都道府県に関しましては、その中でも非常に高い消化率というのを記録している状態に

ございまして、なおかつ他県が利用していない未利用分の追加配分を使ってその漁獲を伸ばしていたというような状況がございます。

一方で、令和3年頃というのは資源がちょうど回復してきて、他県さんも漁獲シェアを伸ばしてきているという状況に当たるんですけども、令和元年当初から枠を使い切っている都道府県に関しましては漁獲を伸ばすことができない状況になりますので、同じように枠を使い切っているという漁獲状況は変わらないけれども、シェアが縮小していくという状況にございまして、その事情を勘案いただきたいというものになります。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。また後ほど次の議題でも説明させていただきますけれども、今お話があった中で、2019年頃の消化率が低いというところですけども、当然一概には言えませんが、全国的に枠が余っていたというような認識ではこちら水産庁の方はございまして、管理開始をして、都道府県さんで言えばさらに中で枠を分けたりですとか、どうやってやるかというところで、始まったばかりの頃、枠は足りていないんですけども、なかなか枠を細分化していくと、皆さん枠を守ろうとして全体で見ると消化率が低くなっているというような現象が起こっていたと認識をしております。当然その中で、先ほどの発言も受ければ、沖縄県さんはその中でも消化率高かったということなんだと思いますけれども、そこは消化率が高いといったところは、後ほど次の議題でも説明をさせていただきますが、その消化率メリットですとか、そこが少なくなっているというお話、先ほどいただきましたけれども、その対応として今回初めて留保の中に一度都道府県に配分しない数量を確保しておきたいと思っております、そういったものも踏まえて消化率が高いところに配慮する配分というのをやっていきたいと思っております。

○質問者 承知いたしました。ありがとうございます。

○番場課長補佐 その他いかがでしょうか。

そしたら、ウェブの方で、よろしくお願いいたします。

○質問者 よろしくをお願いいたします。

先ほどのWCPFCの方で質問した方がよかったかも分からないんですけども、くろまぐろの資源管理というのは、いわゆるMSYに基づく採捕数量、親魚をどれぐらい残さなければいけないかという話じゃなくて、WCPFCの国際合意に基づく数量をどう管理するかということで理解してよろしいでしょうか。

○晝間課長補佐 御質問ありがとうございます。WCPFC担当の晝間の方から回答させ

ていただきます。

今御質問の御意図とすると、もしかしたら国内法に基づく資源管理の方でやってるいわゆるMSYを基本とした管理との関係を問われた部分なのかもしれないですけども、WCPCの管理につきましては、国際的に資源評価を行って、国際機関の方の話し合いで管理の仕方を決めているという形になります。

その中で、くろまぐろの資源につきましては、いわゆる資源評価の世界で親子関係といえますけれども、親となる魚の量と、そこから産卵されて新たな資源が加入してくる量に明確な相関関係が見られていないというような、これまで得られたデータに基づく分析もございまして、いわゆるMSY水準を設定して管理をすると、MSYを基本としてMSYの計算を基に管理をどうという形ではなくて、その再生産関係がランダムになっていると、明確な関係がないということも含めて資源評価の中でモデルで将来予測の評価をして管理をしてると。これまで一時期くろまぐろについては資源の水準が大幅に低迷してしまった時期というのがありましたので、そのような中で親魚資源の減耗率ですね、漁業が全くなかったらどれだけの魚がいたかに対して、漁業がある今現在どれだけの資源がいるのか、それを減耗率と呼びますけれども、その初期資源量というふうに言い換えて説明させていただくこともありますけれども、それを20%の水準まで回復させようという回復の目標を置いて、その中で資源管理を行ってきたということでございます。

その資源回復の目標を立てて管理する中で、その水準をどのような確実に上回る範囲において増枠の検討ができるというようなルールもつくって、そのルールに沿って今回の増枠も議論されたということになります。

以上でございます。

○質問者 どうもありがとうございました。

○番場課長補佐 そうしましたら、続いてウェブで、お願いいたします。

○質問者 ちょっとお尋ねしたいというか、ここ四、五年、漁業規制が入ってからですね、このTACが入って少しまぐろの回遊が漁業可能水域において魚影の確認ができるようになったんです。それから、福岡県においては漁業実績、まぐろ漁業とかまぐろを獲るというのが少なかったために福岡県大変に枠が狭くなっております。それだけではなく、まぐろの回遊が見られるようになって、いか釣り漁業、それから曳縄釣り、ヨコワ大変増えてますので、大量に増えたがために、曳縄釣りもできづらくなっております。ただし、過去に実績がないために、混獲で獲る若しくは遊漁枠で獲るということ是可以するんですが、

市場に卸すことができない。それから、新規参入者がこの漁業というのはできない。これは福岡県だけの問題なので、中で話すればいいだけなんですけれども。漁業水揚げを増やすということが、今、大変困難になっております。ですから、これを何とか仮免許でもいんですけれども、少し枠を、少し考え方を変えてもらって、このままでいけば、いか釣り漁業しよる人間はまぐろのために生活困難になって、漁業種変更をしなければいけないというようなことも考えられると思います。そこら辺ちょっと聞かせてください。

○福井漁獲監理官 今の御意見というのは、枠が小さいということに対する御意見ということでしょうか。漁獲の枠がですね。

○質問者 その点もあります。それもあるんですけれども、これ福岡県だけの問題なんですけど、過去実績にとらわれて、漁業可能水域において漁業種が変わってきておるわけなんですよね。まぐろの回遊が見られるようになって。そのためにいか釣り漁が大変困難になっとなるんですよ。ですから、そこら辺の考え方をどうしてこれ生活を維持していけばいいのかということで考えていくと、枠をやはり増やしていただきたい。増やせば増えた分だけ新規参入というのができると思うんですよ。どうでしょうか。

○福井漁獲監理官 ありがとうございます。

次の議題の中で具体的な数量については御説明しますけれども、今回の配分の考え方の中でも、各都道府県への配分、スライド4の中でこの3の上乗せというところで、この①、②をやった後まだ上乗せの数量が少ない都道府県に対しては、追加でトン数を上乗せする規定も盛り込んでおりますので、後ほど具体的な数量も含めて御説明をさせていただきたいと思います。

○番場課長補佐 よろしいでしょうか。

○質問者 はい、分かりました。よろしくお願いします。

○番場課長補佐 また後ほど説明をさせていただければと思います。

その他いかがでしょうか。ウェブの方もよろしいでしょうか。

そしたら、次の議題に進みたいと思います。

次に、議題3、令和7管理年度のTAC設定についてということで、まずは説明をさせていただきます。

○福井漁獲監理官 引き続いて、漁獲監理官の福井の方から御説明をさせていただきます。

資料3の令和7管理年度のTAC配分（案）についてという資料になります。

ちょっとスライドの番号が変わって恐縮なんですけれども、まずスライドの2を御覧く

ださい。はじめに、我が国漁獲枠の増加倍率についてというスライドになります。

ここでは、まず、先ほど御説明したとおり、W C P F Cで合意された漁獲上限の増加倍率につきましては、小型魚1.1倍、大型魚1.5倍というふうになります。

下のポンチ絵で、例えば小型魚については一番左が令和6年の日本の漁獲上限4,007トンになりまして、一番右側の濃いオレンジのところで4,407トンになります。これが1.1倍ということになります。

同じく、下の大型魚につきましても、5,614トンが一番右の8,421トンになると、ここで1.5倍ということになるわけですが。この一番左側の令和6年の日本の漁獲上限というのはW C P F Cでの日本への配分の数量ということになっておりまして、実際令和6管理年度の基礎配分というのがこの真ん中の箱になりますけれども。例えば小型魚につきましては、この一番左の4,007トンのうち442トンは大型魚へ1.47倍で振替をしておりますので、4,007トンから442トンを引いた3,565トンが令和6管理年度の基礎配分の合計ということになります。ここから4,407トンにいくと、これが令和7管理年度の基礎配分の合計になりますが、3,565トンから4,407トンで1.24倍ということになります。

一方、大型魚につきましては、一番左の5,614トンに小型魚の442トンを1.47倍で振り替えた649.7トンが足された数字、6,263.7トンが令和6管理年度の基礎配分の合計の数量となります。この6,263.7トンと8,421トンを比較すると1.35倍ということになります。

ですから、この8,421トンのうち2,807トンが増枠分ということになりますけれども、いずれにしてもこの令和6管理年度の基礎配分の合計からの増加倍率ということで考えますと、上の四角囲みの黄色いところの赤字で書いてありますとおり、小型魚については1.24倍、大型魚については1.35倍という数量になるということになります。

続きまして、具体的な大臣管理区分の漁業種類、それから都道府県に対する基礎配分の案になるのがスライドの3になりますので、スライドの3を御覧ください。

まず、小型魚につきまして、全体の数量は今申し上げましたとおり、3,565トンが令和7管理年度の基礎配分は4,407トンになると。これが先ほど申し上げた1.24倍で、R6の基礎配分からの増加量は842トンということになります。

一番上の大中型まき網については、令和6管理年度の基礎配分の1,200トンが令和7管理年度についても1,200トンのままで、1.0倍、R6基礎配分からの増加量は0トンというふうにしております。

かじき等流し網漁業等につきましては、令和6管理年度の基礎配分44.7トンが令和7管

理年度の基礎配分としては47.3トンになります。

かつお・まぐろ漁業については、令和6管理年度の基礎配分が25.0トン、令和7管理年度の基礎配分が44.7トンになります。

都道府県につきましては、2,196.9トンが令和7管理年度の基礎配分の案では3,066トン、これはR6の基礎配分からの増加倍率ですと1.40倍で、R6基礎配分からの増加量でいいますと869.1トンということになります。

続きまして、大型魚でございますけれども、これもまず全体を申し上げますと、R6管理年度の基礎配分6,263.7トンが、R7管理区分の基礎配分の案では8,421トンになりまして、これが増加倍率でいいますと1.35倍、増加量でいいますと2,157.3トンということになります。

大中型まき網漁業については、R6が3,641トン、R7が4,116.3トン。R6からの増加倍率1.14、増加量は475.3トンとなります。

かじき等流し網漁業等につきましては、R6の基礎配分が21.6トンが、R7の基礎配分案で32.4トン、これがR6基礎配分からの増加倍率で1.50倍、R6基礎配分からの増加量で10.8トンになります。

かつお・まぐろ漁業につきましては、R6管理年度の基礎配分754.3トンが、R7管理年度の基礎配分の案で1,131.4トン、R6基礎配分からの増加倍率で1.50倍、R6基礎配分からの増加量が377.1トン。

都道府県が、R6管理年度の基礎配分が1,746トン、R7管理年度の基礎配分案で2,990.7トン。R6基礎配分からの増加倍率で1.72倍、R6基礎配分からの増加量でいいますと1,244.7トンということになります。

一番下がこの小型と大型を単純に合計した数量になります。全体で申し上げますと、R6管理年度の基礎配分9,828.7トンが、R7管理年度の基礎配分案で1万2,828.0トン、R6基礎配分からの増加倍率が1.31倍、R6基礎配分からの増加量が2,999.3トンということになります。

大中型まき網は、R6管理年度の基礎配分が4,841.0トン、R7管理年度の基礎配分案が5,316.3トン、R6基礎配分からの増加倍率が1.10倍、増加量が475.3トン。

かじき等流し網漁業等につきましては、R6管理年度の基礎配分が65.6トン、R7管理年度の基礎配分案が79.7トン、R6基礎配分からの増加倍率が1.22倍、増加量が14.1トン。

かつお・まぐろ漁業につきましては、R6管理年度の基礎配分が779.3トン、令和7管

理年度の基礎配分案が1,176.1トン。R 6 基礎配分からの増加倍率1.51倍、増加量396.8トン。

都道府県が、R 6 管理年度の基礎配分が3,942.9トン、R 7 管理年度の基礎配分案が6,056.7トン。R 6 基礎配分からの増加倍率1.54倍、増加量2,113.8トンということになります。

これが配分の全体の数量ということになります。

もう一度スライド1の方に戻っていただきまして、大臣管理区分と都道府県全体への配分について、先ほど資料2で御説明した配分の考え方に沿った形でどのように配分をしたかというものがこのスライドになります。先ほど申し上げましたとおり、令和7管理年度開始時点で利用可能な直近3管理年度であります令和3から5管理年度の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均値、基礎比率を用いて配分することを基本としております。

留保につきましては、小型魚50トン程度、大型魚150トン程度を留保として国が保持するというふうになっております。

まず、小型魚ですけれども、基礎比率を用いて配分することを基本とするということで、右側の対応のところにありますけれども、(1)で、この4,407トンを基礎比率を用いて配分すると。左側のただし書き以下のところですが、基礎比率を用いて算出された数量が基礎配分を下回っている大中型まき網につきましては、令和6管理年度の基礎配分の1,200トンまで国の留保から61.2トンを上乗せして1,200トンまで戻すということにしております。

次が大型魚ですけれども、右側の対応の(1)で、5,614トンのうち、国の留保100トンを除いた数量を基礎比率を用いて配分することとしております。増枠分のこの2,807トンから国の留保50トンを除いた数量2,757トンになりますけれども、この2,757トンのうち、半分の1,378.5トン进行大臣管理漁業、大中型まき網漁業、かじき等流し網漁業等、かつお・まぐろ漁業で、残り半分の1,378.5トンを都道府県に配分して、さらに大臣管理漁業内にかじき等流し網漁業等及びかつお・まぐろ漁業の配分が令和6管理年度からの増加率が50%になるように大中型まき網漁業から調整するという形を取っております。

留保ですけれども、一番下の欄の6の(3)のところにありますけれども、漁獲可能量の超過リスクに対応するために、留保として国が保持する数量は、小型魚、大型魚とも50トン程度とする。加えて、大型魚については、調査研究、遊漁、その他への対応として100トン程度を留保として国が保持するものとするとしております。

ここで、小型魚については先ほどの大中型まき網漁業への上乗せ分を差し引いた49トン  
を留保としております。大型魚については150.2トン、このうち遊漁への対応として60ト  
ンを想定しております。

スライドの4の方が今の御説明を数字の表に表したものでございます。

まず、上が小型魚になりますけれども、小型魚につきましては現行の令和6管理年度の  
基礎配分が全体で3,565トン、大中型まき網漁業1,200トン、かじき等流し網漁業等44トン、  
かつお・まぐろ漁業25トン、都道府県2,196.6トン、留保が99.1トンとなっております。  
これを案のところの一番左にありますけれども、増枠後の4,407トンを直近3管理年度、  
令和3から令和5管理年度の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均、先ほどから基礎比  
率と呼んでいますけれども、この基礎比率を用いて配分すると、大中型まき網漁業は  
1,138.8トン、かじき等流し網漁業等は47.3トン、かつお・まぐろ漁業は44.7トン、都道  
府県は3,066トン、留保が110.2トンとなります。

今の列の右側に調整というふうに書いてありますけれども、先ほど申し上げましたとお  
り基礎比率を用いて算出した数量が一番左の現行のR6基礎配分を下回る場合はそこまで  
戻すということですので、留保の110.2トンから61.2トンを大中型まき網漁業に上乗せし  
た形で1,200トンにすると。その他の漁業種類についてはR6基礎配分を上回っておりま  
すので、そのままの数字にするという形になっております。

次に、大型魚でございますけれども、大型魚については現行の6,263.7トンが8,421トン  
に増加するわけですが、まず8,421トンを先ほど申し上げましたWC P F CでのR  
6の日本国内の数量の5,614トンと増枠分の2,807トンとに分けて考えることにしておりま  
す。5,614トンにつきましては、直近3管理年度の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平  
均、基礎比率を用いて配分しております。それが大中型まき網漁業3,270トン、かじき等  
流し網漁業等15.4トン、かつお・まぐろ漁業616.2トン、都道府県が1,612.2トン、留保が  
100.2トンという形になります。

その右側の列ですけれども、増枠分の2,807トンにつきましては、この留保の50トン  
を引いた上で大臣管理と沿岸とで1対1にするということで、都道府県1,378.5トンと大臣  
管理区分の三つの漁業で1,378.5トンというふうに分けております。さらに、この大臣管  
理区分の中でかじき等流し網漁業等、かつお・まぐろ漁業につきましては、R6基礎配分  
からの増加倍率を1.50にするという形で調整しております。

その結果、合計としましては、大中型まき網漁業で4,116.3トン、基礎配分からの増加

倍率が1.14倍、増加量が475.3トン、かじき等流し網漁業等については32.4トン、増加倍率が1.50倍、増加量が10.8トン、かつお・まぐろ漁業が1,131.4トン、増加倍率が1.50倍、増加量が377.1トン、都道府県につきましては2,990.7トンでR 6 基礎配分からの増加倍率が1.72倍、増加量が1,244.7トンということになります。

次のスライド5になりますけれども、今申し上げました当初配分の案につきまして大事管理区分の分について整理したものになります。

この上段のところに書いてありますとおり、令和7管理年度の基礎配分から過去の超過数量の差引き及び要望調査を踏まえた小型魚から大型魚への漁獲枠の振替を行い、令和7管理年度の当初配分の数量を決定するという事としております。この下の表の数字は、まだこの振替を反映していない数字ですので、若干の修正が出てくるものというふうに御理解いただければと思います。

あと、かつお・まぐろ漁業の漁獲割当てによる管理を行う管理区分については、未利用分の繰越ルールがございまして、令和5管理年度からの繰越量の24.7トンを追加することにしております。

大型魚のうち大中型まき網漁業、かつお・まぐろ漁業についてはI Q管理区分、総量管理区分というふうに分かれておりますけれども、R 6管理年度当初からR 7管理年度当初はいずれも増加率分を比例配分の形で上乗せした数量になっております。

それでは、続きまして、スライドの7と8なんですが、可能であれば7と8を一度に上、下で見ていただくような形にすると少し分かりやすいのかなと思いますけれども、先ほどもちょっと出てきたポンチ絵と同じようなポンチ絵になりますけれども、今度はもう少し具体的な数字を入れてお示ししたものになります。

この上のポンチ絵の基本と書いている青の部分とスライド8の表の青の部分、それから、同じく上のスライドの緑の部分とか薄いオレンジ、それから、濃いオレンジの部分というのがそれぞれ対応したような色分けにしてあります。ですから、もし各御自身の都道府県の数量等も併せて御確認いただければというふうに思います。

まず、1の基本の部分ですけれども、都道府県の全体数量から、3,066トンから確保する一定の数量を400トンにしていますけれども、これを除いた数量の2,664トンを都道府県全体の基礎比率で配分しているのが下の表のAと書いてある列になります。このAに調整という形で上乗せする形になりますけれども、まずAの右側の列にある（ア）というものですけれども、これは一番左のR 6 基礎配分と基礎比率で算出したAとの差を見ておりま

す。R 6 基礎配分の方が大きい都道府県については、R 6 基礎配分まで調整するという  
とになっていて、これがBになります。このAの数字にR 6 基礎配分とAとの差、（ア）  
と書いてあるところの列がプラスになっているところは、その数字を足した数字がBにな  
っています。それがR 6 基礎配分と同じ数字になるわけですが、ここがマイナスにな  
っている場合は基礎比率で計算したAの数字がそのままBのところに来ることになりま  
す。

次がこの上のポンチ絵の調整のところという上の箱のところになりますけれども、R 6  
都道府県別基礎配分からの増加量及び増加率を考慮した調整というところで、R 6 基礎配  
分に1.11倍まで調整係数を掛けて計算しています。先ほどと同じようにR 6 基礎配分掛け  
る1.11とこのBとの差がプラスになっているところは、そのプラス分をR 6 基礎配分から  
1.11倍のところまで乗せるということになります。マイナスになっているところはそのま  
まBの数字が来ているというふうに思います。

次が3の上乗せ合計166.1トンと上のスライドでなっている部分ですが、まず小  
型魚で該当するのは上乗せの①と③の部分になりますけれども、①はここまでの数量が1  
トン以下となっている県については、1 トンになるまで上乗せすると。この0.9とか0.6と  
出している5府県が該当しますけれども、これらの県については1.0トンになるまで上乗  
せをしております。

次の③がこの①のところまで上乗せしてもまだ数量が少ない都道府県に対しては、上の  
ポンチ絵でいう③の箱の右側に「以下に該当の都道府県に対し、対応数量を上乗せ。ただ  
し①の該当県を除く」というふうにしています。20トン未満につきましては10トン、20ト  
ン以上40トン未満については7トン、40トン以上50トン未満については4トンのそれぞれ  
上乗せをしております。それが下の表でいうところの上乗せ③というところで7とか10と  
か4とか数字が入っているかと思えますけれども、20都県についてこの数量が少ない都県  
についての上乗せをしております。

これらを足し合わせたものがR 7 基礎配分案として下の表の一番右側に来る数字になり  
ます。上のスライド7のところでは一番右側に追加配分の合計129.5トンとしていますけれ  
ども、全体の3,066トンから下の表のR 7 基礎配分案の合計の2,936.5トンを引いた129.5  
トンが追加配分原資として管理年度中に該当ある場合に上乗せするという形になります。

まず、資料2のときに御説明した⑤の前管理年度に譲渡した都道府県に対するもの、そ  
れから、⑥の前管理年度の消化率が高い都道府県に対するものとして、この⑤と⑥の合計

で100トン、それから、スライド7の一番右下に書いてあります調整、上乘せ又は追加配分に用いた数量を差し引いた27.6トンとの1.9トンの合計の29.5トンは追加配分原資とするというふうにしております。合計129.5トンが追加配分原資として残るという形になります。

以上が小型魚になります。

続きまして、スライド9とスライド10が大型魚についての各都道府県への配分になります。

同じように見ていただきまして、上のスライド9の青の部分が基本というもので、緑の部分は調整、それから、薄いオレンジと濃いオレンジでそれぞれ下の表と対応するようにしております。

まず、基本というところですが、都道府県の全体数量、これは2,990.9トンから確保する一定の数量として690.7トンを除いた数量の2,997.9トンについて基礎比率で配分するというのがスライド10の表の左から二つ目のAという列になります。

先ほどの小型魚と同じようにR6の都道府県別の基礎配分になるまで調整するというのが（ア）の部分とBの部分になります。さらに、このR6都道府県別基礎配分からの増加量及び増加率を考慮した調整ということで、R6基礎配分の1.35倍まで調整しております。この1.35倍とBとの差がプラスになっている場合は、Cのところに1.35倍の数字が入るような形になっています。先ほどの小型魚と同様に、ここまでやって上乘せというところで数量が①の1トン以下となる場合というところについては、該当県に2トンになるまで上乘せをします。それが下のスライド10の表の上乘せの①の6府県になります。0.5トンずつ加算されているかと思います。

次が②の過去9年の最大漁獲実績との差がある場合ということで、平成27から令和5管理年度、2015から2023年度の過去9年の最大実績になるまでの上乘せをしております。

次が③で、この②まで上乘せした後の数量がまだ少ない都道府県については、21トン未満につきましては10トンの上乘せ、21トン以上50トン未満の県については7トン上乘せ、50トン以上100トン未満の県については4トン上乘せという形になります。

さらに、④でこの③まで上乘せした後の数量でも過去の超過分の差引きの影響がある都道府県、具体的には北海道になりますけれども、そこについては③までの上乘せでまだ措置できていない部分として13.6トンを上乗せしております。

以上の上乗せをしたものがスライド10の一番右のR7基礎配分案というところの都道府

県別の数字になります。

スライド9の一番右にあります追加配分合計174トンというのは、先ほどと同様に⑤の譲渡した都道府県に対するものと⑥の消化率が高い都道府県に対するものとして100トン、それから、⑦の小型魚から大型魚への転換促進の枠組みに参加する漁業者に対するものとして60トンを追加配分としております。さらに、右下にある調整、上乘せ又は追加配分に用いた数量を差し引いた11.9トンと2トンの合計14トンは追加配分原資に足すということで、合計174トンが追加配分用の数量という形になります。

次のスライド11と12は、今申し上げました各都道府県別の数量について、R7管理年度の基礎配分から過去の超過数量があった場合はその数量を差し引いて令和7管理年度の当初配分の数量を決定するということで、スライド11が小型魚、スライド12が大型魚の数量について令和6と令和7を比較して各都道府県別に出した数量になります。

次がスライド13ですけれども、これは先ほどの大臣管理区分で出しました総括表に都道府県の令和6管理区分の当初配分と令和7管理区分の当初配分案を追記した資料になります。

スライド14が前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しについてということでございますけれども、我が国全体で繰り越す数量、これは17%が上限になります。各大臣管理区分と各都道府県の繰越量10%の合計の差分を含む前管理年度の漁獲可能量の未利用分については、国の留保に繰り入れると。これを配分する際には、小型魚、大型魚とも都道府県を優先するという事としております。

下のポンチ絵が令和6管理年度、令和7管理年度の当初の都道府県別漁獲可能量が100トンの都道府県とした場合に、令和6管理年度で83トン漁獲して17トンが未利用となった場合にどうなるかということ、令和7管理年度の100トンのうち未利用分の10%の10トンが繰り越しされると。残りの7トンについては国の留保へ繰り入れて、これは都道府県への追加配分の前資となるということでございます。

最後、スライド15ですけれども、過去の超過数量の取扱いについてということで、過去の超過数量の取扱いについては、まず一つ目に令和6管理年度の超過量は令和7管理年度から原則として一括差引きし、一括差引きで全量引けない場合に限り分割差引きとすると。二つ目が過去の第2管理期間の超過数量は漁獲枠の2割を上限に差し引くこととするということとしております。

スライドの16以降は参考資料といたしまして、スライドの17が令和6管理年度の融通実

績をまとめたもの、スライド18、19が都道府県の小型魚の近年の漁獲実績、スライド20とスライド21が都道府県の大型魚の近年の漁獲実績、スライド22と23は水産庁のホームページにも公開しております令和6管理年度の漁獲状況につきまして、小型魚と大型魚についてとりまとめたものになります。

説明は以上になります。

○番場課長補佐 それでは、御意見、御質問ございましたら挙手をよろしく願いいたします。

そしたら、すみません、一番前の方からよろしく願いいたします。

○質問者 水産庁の方には増枠の決定、どうもありがとうございました。今、配分の説明がいろいろとあったわけなんですけれども、私はブロック会議等も出席させていただいて、沿岸寄りの配分をということをずっと言ってきました。これを見たときにちょっと思ったんですけれども、増枠のパーセントを見たら、もちろんこれは沿岸寄りにかなりなっていると思うんですよ。でも、実質、さっきから基礎配分とか基礎比率と言っている部分がもと9年前のときに遡れば、その時点でまき網寄りの数量の分け方だったと思うんですね、私たちからすれば。それをベースに全部が成り立っているんで、このままだと仮にまた次増枠があっても、ずっとこのままの比率で増枠がなっていくと思うんですよ。多数おられますのでちょっと長くなったらあれなので、自分の都道府県のことに對してちょっと言わせていただきます。

長崎県を見ていただいたら、小型が令和6年の基礎配分717に対して879、これは結構増えているように見えるんですけれども、この資料3の22ページ、23ページですかね、見ていただいたら分かると思うんですけれども、この部分には令和6年度で漁獲可能量、小型が832トン、大型が208トン、これに対して見たときにさほどそんなに増えていないんですね。私たちは地域柄、水産庁の方も御存じのとおり養殖業とかも盛んなんですよ、くろまぐろの。そういったことで小型からまず大型に振り替えるというのがほぼほぼ不可能なんですね。ずっとブロック会議とかで自分も聞いてきたんですけれども、1.47倍振替が可能になるというんですね、上限なしの。でも、やっぱり地域柄どうしてもそんなのが困難なところには、もっとやっぱり多く配分していただけないとたとえ五、六十トン増えたところで1年のうちに1匹か2匹釣れるようになるだけなんですよ、正直言わせてもらえば。

これから先、水産庁が決定した時点で多分都道府県に配分を振り分けますよね。そしたら、また都道府県が今度はそこを末端に配分するわけなんですね。末端に来たときにほん

の数トンの魚しか増えていなければ、1年間を通して考えれば大型とか特に1人1匹増えるか増えないかの世界なんですよ。もう少し沿岸のことを考えていただけないでしょうか。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

まず、いただいたものの資料3の一番最後との数量の差ですね。あまり増えていないという御意見でしたけれども、これからまた追加配分自体は毎年と同じようにやる予定としております。先ほど説明させていただいたとおり、その原資が減っているという部分を含めて今回追加配分用に一部留保に含めていて、それらも含めて追加配分ということになるかと思います。なので、一番最後の数字と比較をしていただくのは、また追加配分も含めてまだこの数字には出ていないんですけれども、更に追加配分というのを含めて来管理年度の数字が出来上がるということかだと思います。

それから、小型魚から大型魚への転換について、留保の中で60トン大型魚の方を確保したいと思っております。これは正にブロック説明会とかで小型魚の方は大型魚へ転換しようと思っても、なかなか大型魚の枠は持っていないという御意見を踏まえて検討して、一部また資料4の方でその仕組みの方は説明をさせていただきますけれども、一つ新しい国の枠組みというのを設けてやっていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

その他、よろしくお願いいたします。

そしたら、お隣でよろしくお願いいたします。

○質問者 この数字を見れば確かに今、お話しされたとおり、相当、まき網さんの方から抵抗があったんじゃないかなと思うような、そういうような内容には見えます。ただ、皆さんも私の言うことを聞き飽きているかも分からないですけれども、そもそものところに全然触れないで物事が進んでいるというか、進めているような気がしてならないんですよ。2回の水政審の分科会を拝聴させていただきましたけれども、そこでもちょっと厳しい意見は出ていたような気がするんですけれども、正直言うと、もう少し期待はしていたんですよ。どういう考えでこの数字になったのかというのはあまりお話しせんけれども、やっぱり次に追加があった場合にまたどういうような考え方でやっていくのかというのも一つ示していただければと思います。

○福井漁獲監理官 ありがとうございます。

次の増枠のときというお話がございましたけれども、資料5をちょっと見ていただきました

いんですが、資料5の10ページになります。資料5の10ページの8のその他という部分でございすけれども、この6ポツ及び7ポツ、配分の基本的な考え方と管理において今回実施すべき事項ということですが、この内容については資源と漁獲の状況、各漁業の漁獲が親魚資源に与える影響の度合い、国際情勢、放流等の混獲回避技術の向上、遊漁管理の高度化の状況等を踏まえて、一定期間（又は我が国の増枠時）をめどに必要な見直しを行うというふうにされております。これがくろまぐろ部会でとりまとめられた今後の見直しの際の考え方というところでございます、まだ現時点で次の増枠の見通しというのは全く分からない状況なんですけれども、今回のくろまぐろ部会での配分の考え方を踏まえて、次の増枠等については対応していくということではないかなというふうに考えております。

○質問者 ありがとうございます。

今10ページをちょっと説明されていましたが、基本的にあまりこういう会の中では皆さん話ししないんですけれども、やっぱりWCPFCの条約の中の僕はいつも5条のhを気にしているんですね。そこではやっぱり国内の小規模漁業というか、そういうところにやっぱり十分な配慮をした形で進めていただきたいなと思うんです。そういうのが何か水政審の中でもあまり反映されていないようなので、ぜひとも水産庁の方から逆にこういう条項がありますよと。皆さん御存じでも多分言わないと思うんですけれども、どのように水産庁は考えているのでしょうか。

○魚谷部長 WCPFCの当該条項については水産庁も十分理解しています。そういう中で今回くろまぐろの配分については、くろまぐろ部会の中で、特に大型魚については明示的に都道府県に配慮して配分するという形になっていると。当然、沿岸漁業というのは沖合の漁業に比べたら小規模なわけですから、そういう形で配慮はしているということでございます。小型魚については、これまで大中型まき網が小型魚の漁獲を減らしてきているという実績がある中で、実績ベースで配分して、結果としてほぼ沿岸に配慮した数字になっているという判断の下で、へこんでいる部分は埋めるという判断はされましたけれども、そういう形で対応しているという状況でございます。

次の増枠時、なかなか今回の配分も決まっていない状態で、次はどうしますということをお願いすることはできないんですけれども、考え方として正にこの資料5の10ページにあるようなことを考慮して、増枠になるときにどれぐらい増枠になるのか、あるいはそのときの皆さんの実績がどういう状況になっているのか、あるいはインパクトがどういう度

合いになっているのかというのは、現時点で何とも言えないわけですから、そういったものを見ながら配分についてまた検討していくということかと思います。

○番場課長補佐 そうしましたら、前の方、よろしくお願いいたします。

○質問者 どうもいつもお世話になっております。

この数字を見る限り、かなり努力してくれた数字だとは思いますが、先ほど言われたことの補足なんですけれども、このまぐろのTACが始まる時、大中型まき網の小型魚の大量漁獲が資源の悪化を招いたと。それによってくろまぐろの資源量が減ったことによってTACが始まったと。それから今に至って、やっぱり今現在でも漁獲インパクト、大中型まき網、これがかなりのインパクトを占めているとWCPCでも言っている。これに対して漁獲インパクトを私も全て説明できるわけじゃないんだけど、いろんな漁法に関して、例えばまき網に関しては1回に大量のまぐろを巻くと。それに関して、そのまぐろの群れを全部1回で獲ってしまうと、そういうことが資源枯渇の一因となってインパクトが強くなると、そういう話もある中に、今回、このまき網に対して、小型まぐろに関しても、小型まぐろを大型魚に振り替えているんですけれども、更に少しの量でも小型まぐろを大型魚に振り分ける、あと、大型魚に関しても大中型まき網、パーセンテージは少ないんですけれども、かなりの量がいつていると。それに対して沿岸の方も各地から努力はしていただけるけれども、この量ではちょっと苦しいという話が結構来ているんですね。

この割合からして、今度、国際会議、その場でインパクトに対して各国はどういう反応を示すかなと。今回、こういうふうな分け方をしたことによって、次の会議のときに日本はやっぱり大中型まき網に結構配慮しているんだなと。インパクトの強いところにやっぱりこれだけやるんだね。こういう割り振りで今後もやるんだねということを認識されたときに、今後の割当てを要求するときに不利になるんじゃないか、私なんかはそういうふう考えるんです。そういうことも一つ考えに入れていただいて、今後の各国がどんな態度を取るか、そういうところも考えながら今回の配分はもう少し沿岸寄りのことを考えていたかったかと一つ思っております。よろしくお願いします。

○晝間課長補佐 ありがとうございます。

国際交渉の担当の方からお答えさせていただきますけれども、まず、今回の増枠の交渉にあたりましては、これまで国内各地で取り組んできた様々な資源管理の努力というのを細かに毎年説明して、特に沿岸の漁業者の方々が放流だとか獲り控えだということかな

り厳しい努力をしているということは伝えてきたつもりでおります。今年も北小委員会の場で農林水産大臣からのビデオメッセージを流したんですけれども、その中でもそういった努力というのは具体的に言及をして主張してきたということでございます。

今回議論されております配分が国際的な議論の場でどういう受止め方をされるかというのは、まだちょっと決定もしていない段階なので予測するのが難しいところではあるんですけれども、様々な議論があって、日本として話合いの結果、国内で検討の結果決めたことというのは正しく理解されるように、そこは丁寧に説明をしていきたいと。変に日本が資源管理の路線を変えたとか、そういう間違った受止め方をされないように説明していきたいというふうに考えています。

○質問者 よろしく願いいたします。

○番場課長補佐 そしたら、その他御意見、御質問がありましたら。

右側の奥の、お願いいたします。

○質問者 かつお・まぐろ漁業といたしまして、配分案について2点意見を申し上げます。

1点目が増枠分2,807トンの都道府県の沿岸漁業と大臣管理区分の配分についてでございますが、配分の考え方では増枠相当分の2,807トンについては基礎比率によらず都道府県の沿岸漁業に配慮して配分するとありますが、本日の配分では都道府県と大臣管理区分で1対1で配分されております。私はもっと多くの数量が沿岸漁業に配分されるものと考えていましたけれども、この数量で沿岸漁業に配慮したと言えるのかどうか疑問を感じているところでございます。恐らくこの1対1というのは直近年及び将来の漁獲インパクトの予測を基に配分されたと思いますけれども、もともとくろまぐろの資源管理につきましては、2000年ごろの中西部太平洋のまき網による小型魚への漁獲圧力が大きな要因であると考えております。それ以前の1980年度から1990年頃の漁獲インパクトを見ますと、中西部太平洋の沿岸漁業とはえ縄漁業に対してまき網漁業の漁獲インパクトはおおむね3対1でありました。今回の増枠分の1対1の配分は、直近年及び将来予測のインパクトを基に配分されたと推測しておりますけれども、それで沿岸漁業に配慮したと言えるのかどうか疑問を持っております。資源管理以前のインパクトも同時に考慮すべきではなかったかと考えております。以上、1点目でございます。

2点目が大臣管理区分内の配分について意見を申し上げます。

配分の考え方の中に「令和6管理年度の基礎配分からの増加量及び増加率並びに漁獲割当てによる管理の状況を考慮し必要な調整を行う」と、このようにあります。この後段に

あります「漁獲割当てによる管理の状況を考慮し」とありまして、これはI Qの管理の取組を意味しているとの説明がございました。我々かつお・まぐろ漁業は150トン未満のまぐろはえ縄漁船がI Q管理に取り組んでございますけれども、その主体は20トン未満のいわゆる19トンを中心とする小型のまぐろはえ縄船でございます。大臣管理漁業の中では非常にI Q導入に困難が伴うにもかかわらず、W C P F Cでの増枠実現のためと、こうした水産庁の強い指導の下でI Qを導入した経緯がございます。

同時に、他の大臣管理漁業の中で1年間周年又は全水域でのI Qを実現させたものはないと、このように理解もしてございます。改正漁業法の主な目標でございますI Qを実現させ、それによってW C P F Cでの増枠交渉に貢献したと思っておりますけれども、こうした小型まぐろはえ縄漁船の努力が国内配分に十二分に反映されないのであれば、我々はただただ利用されただけであると、そう言わざるを得ないところでございます。改正漁業法から今日まで水産庁がまぐろはえ縄漁船以外に周年でかつ全海域を対象としたI Qを導入していないことは、改正漁業法の趣旨に合致するかどうか疑問を感じてございます。したがって、改正漁業法の主目的でありますI Q導入を先駆的に実現させた実績を正当に評価していただきたいと考えております。

我々かつお・まぐろ漁業は、これまで1,300トンを要望してきてまいりました。改めて申し上げますが、2018年から2021年までの漁獲割当量が少なかったことと改正漁業法以降、先駆的に全水域又は周年でI Qを導入し、W C P F Cの増枠に貢献した漁業者への配慮を改めて示していただきたいことを意見として申し上げておきます。

以上でございます。

○赤塚資源管理推進室長 資源管理推進室の赤塚でございます。

御意見ありがとうございます。二つ御意見いただきました。一つ目が増枠分について、都道府県と大臣管理のグループが1対1としたことについて、これが都道府県の配慮という点では引き続き問題があるという点でした。

この点につきまして繰り返しになりますけれども、今回の配分の基本とするというところは、直近3管理年度ですね。令和3年から令和5年の管理年度。これに基づいてやるということです。ただ、これを基に純粋に、シンプルに配分するということになりますと、これは実績ベースに基づくものですので、少しそこは大中型まき網を含めたところが手厚くなると、そういうことなので、今回この増枠分についてはこういった配分比率によらずに沿岸漁業に配慮して1対1にしたということです。また、この1対1については、正に

言及していただきました「漁獲インパクト」も加味してやったというところです。

ただ、先ほど前の参加者の方からもありました。どこかを配慮して増やすということは、どこかをその分減らすということで、今回減らされた側のことも理解をしていただきたいと思いますと思うところでございます。

もう一点、I Q管理の取組への配慮、考慮、正に考え方の配分に今回明記したところでございます。この部分がどのような形で変わったかと申しますと、資料3で申し上げますと、スライドでいうところの4を開けていただけますでしょうか。

令和7管理年度の基礎配分の案と書いてあるところの大型魚のところですか。この中の右から三つ目の列に令和6基礎配分からの増加倍率というものがございます。赤字で示しますとおり全体で見た場合には、1.35倍になったということです。この部分について、かつお・まぐろ漁業で見ていただきますと、1.50倍になったと。全体が1.35に対して1.50になった。倍率が高くなっている部分、この部分の考慮要件の一つとして正におっしゃっていたI Q管理に率先して取り組んだということもございまして、実際の周年の実施率、こういうことも加味して1.35から1.50に上げたところです。

○番場課長補佐 その他御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

左側の2番目の最初に手を挙げていただいている。お願いします。

○質問者 コメントの内容としては配分の考え方についてのコメントなんですけれども、実際の数字を見ながらの方が分かりやすいので、ここでコメントさせていただきます。

今回の大型魚の増枠分の水産庁配分案については、都道府県への配慮が足りないので修正いただきたい。令和6年度の漁獲上限分5,614トンの配分については、直近3か年の平均漁獲実績のシェアで配分し、増枠分については都道府県へ配慮して配分するとあります。基礎配分を用いた5,614トンの配分を資料3の4ページを見ますと、大中型まき網は都道府県の倍以上の3,270トンとなっています。大中型まき網でくろまぐろを漁獲するのは僅か44か統なので、1か統当たりの配分は74.3トンとなります。水産庁が10月22日のくろまぐろ部会で配付した資料12による大中型まき網のくろまぐろの単価、年平均仲値はまぐろ大3,565円、まぐろ中3,218円なので74.3トンの水揚げ金額は大中型まき網1か統当たり2億3,910万から2億6,490万円にもなります。大中型まき網はこれぐらいで満足していただきたいと思います。

一方、都道府県ではくろまぐろを漁獲している漁業者は沿岸まぐろはえ縄303隻、沿岸の釣り、小型はえ縄1万7,000隻、定置網1,784か統に上ります。ですから、今回の大型魚

の増枠分2,807トンの配分については、大中型まき網以外の漁業で配分してほしい。少ないTAC配分で日々くろまぐろの放流に苦勞している都道府県の漁業者には、それぐらいの配慮をしていただきたい。

なお、大中型まき網の小型魚の配分1,200トンを44か統で割ると27.3トンで、同じ資料のまぐろ小の仲値1,990円を用いると5,432万円となり、大型魚と合わせて大中型まき網1か統約3億円の水揚げになります。大中型まき網はこれぐらいで満足していただきたいと思います。さらに、小型魚から大型魚への振替を行えば、水揚げ金額はもっと多くなります。

以上です。（拍手）

○番場課長補佐　ありがとうございます。

まず、先ほど赤塚の方からも申しましたとおり、皆さん今回これまで漁獲管理、獲り控え、努力いただいたとっております。それはくろまぐろ部会の中でも意見がございましたけれども、まき網も一緒にして、当然苦しいところの度合いというのはいろいろ様々あるとっております。それが都道府県への配慮という形でくろまぐろの考え方の中に反映されているものと思っております。

ただ一方で、全く大中まきが苦しんでいないか、獲り控えていないかといったらそういうことはありませんので、どうしても今回増枠、それに向けて取り組んでいただいた皆さんで今回の増枠分、多い少ないはございますけれども、一定程度は皆さん頑張ったところには何かしら恩恵があるべきだという考え方からこの配分案としたところでございます。なので、今回増えたところについてまき網に全く全て配分せず、シェアで配分してしまうと減ってしまうようなことにもなりますので、そういったところはなかなか頑張っていた皆さん、まき網も含めて何かしら恩恵がないといけないと思っております、その点は御了承いただければと思います。

よろしいでしょうか。

（会場から発言あり）

○番場課長補佐　ありがとうございます。

もう一つが管理開始当初のやり方について異論がある方、特に沿岸漁業の方はたくさんいらっしゃると思っております。完全ではないんですけれども、その中で一つ、今までそれ以降、2015年から管理が始まって、2018年に公的管理が始まって、配分の考え方を見直すたびですとか多い少ないはありますけれども、沿岸への配慮という形で実績に基づかな

い配分というのはこれまでも行ってきたものであります。それから、例で言えば繰越分については、10%以上余った部分は沿岸漁業の方へ配分するとか、そういったところ、もちろん十分ではないんですけども、そういったこれまでの沿岸への配慮という部分は実績の部分に、特に直近年の実績にだんだん沿岸漁業の方へ少しずつ多く配分する仕組みになっておりまして、その最たるものがこの直近3か年の漁獲実績なんだろうと思っております。

なので、これまでの配慮は十分ではないのかもしれないんですが、そういうものを考慮したもの、要は入っているものが今回の基礎比率、今まで2010年とか過去のもの、2002年、2004年のものをずっと固定して見てきたわけですけども、それを今回直近3か年に見直すというのが一番大きなところでして、そこにはこれまでの沿岸への配慮というのが実績として表れているんだと思います。なので、事実として大中まきさんの小型魚でいえば、3年で見たとときにはこれまでよりも減ってしまうというようなことになっております。もちろん十分ではないのかもしれないんですが、今回お示しできる案として、我々として沿岸漁業への配慮はここまでできるというのを検討した上でお示ししているのがこちらの案となっております。

その前に少々お待ちください。他、よろしいですか。

さっき手を挙げていた前の奥の左の方、よろしくお願いします。

○質問者 まず、沖縄県のちょっと話から簡単にさせていただきますと、沖縄県は今度89トン増枠ということになっていて、増加量でいうと大きい方だと思うんですけども、さっき皆さんがおっしゃっているとおり、これは89トンで多いよねと思われるかもしれませんが、これは1週間でなくなります。なので、僕らの場合は1航海プラスされるだけです。89トン増えても。この1航海で、じゃあよくなりましたねと言えますか。

皆さん沿岸の人たちが何でこんなにこういうことを言っているかということ、生活ができないからです。まともな商売ができない。せめて海に出てまともな商売をさせてくれということをずっと言っていると思います。これでは後継者にもまぐろを釣って継いでやってくれと言えないですよ。なので、実際の浜がそれぞれどういうことになっているのかというのを確実に把握して、それに最大限応える案でなければ僕たちも納得できないですし、意味がないと思います。なので、今後水産庁側としては浜の現実というのをどこまで把握していけるのか、そういう方針があるのかどうかを一つお聞きしたいです。

○魚谷部長 御意見ありがとうございます。

沖縄県でいうと89トン増えて、それでも十分ないという御意見でした。個々にお話を聞

けば、どの県あるいはどの大臣許可漁業もこの増枠分では十分でないという御意見なんだろうと思います。ですが、逆に言えば、皆さんが納得する数字をそれぞれつければ、今回の増枠では全く足りないということにしかならないと。そういう中で、水産庁としては、くろまぐろ部会で御議論いただく中で沿岸配慮という文言もしっかり入っているということで、我々として最大限配慮できる考え方での配分案にしているということでございます。結果としてその数字がまだ十分でないと思われているということについては、御意見を直接伺いましたので認識はしますけれども、であれば、じゃあ皆さん満足できるものにできるかという、そうではないという現実、我々として受け入れざるを得ませんし、皆さんにもそういう状況はお分かりいただければというふうに思います。

個別の浜の状況を全て水産庁が把握するというのは難しいですけれども、このくろまぐろに関しても時宜を捉えて、各都道府県の担当者の方々との意見交換、情報交換というのはこれまでもやってきましたし、今後もやっていきます。ただ、そこを把握できたからといって数字が天から降ってくるわけではございませんので、そこは引き続き皆さんに我慢していただくざるを得ない部分というのはございます。それは沿岸漁業だけではなく大臣許可漁業の方々も含めてということになります。

以上でございます。

○番場課長補佐　そしたら、前の方、よろしくお願いします。

○質問者　今日の会議に来るにあたって、うちのかみさんが「理性的に。お父さん、理性的に」と言われたので、ちょっと声はあまり大きくしない、そういうつもりで、今、話をします。

沿岸の方がなぜここまで過去のまき網のことにこだわるか。みんな被害者だからです。我々の沿岸もそうですし、それから近かつさんもそうです。特にこの数字についてちょっとお話ししていただきたいんですけれども、02から04の大型魚ですけれども、水準を上回らないということで進んでいました、4,882トン。ところが、採用されたのがたしか15年、16年ですよね。この数字を使ったら、まき網さんが有利になるのははっきりだったはず。あのときもみんな反対したはずですよ。特に近かつさんとか流し網さんなんかはいい被害者です。本当に気の毒なくらい同情しますよ。ただ、沿岸でないの僕はあまり言わなかったんですけれども、本当にひどい話ですよ。これは一体誰の責任なんですか。皆さんが責任ないと思うんです。これは前の人全員、前任の方のせいだと言えば皆さんはそれで済むと思うけれども、でも、ずっとそういう水産庁の姿勢が今を招いているんじゃないです

か。そうじゃないですか。変だと思います、僕は。それをみんな我慢しているんだから、皆さんも我慢してと魚谷さんが今お話ししましたけれども、これがおかしいと言っているんですよ。魚谷さんからもう少し違う言葉を聞きたかったです。何か話してくださいよ。

○魚谷部長　くろまぐろの管理を始めた当時の配分についていろんな御意見があるのは私自身も承知をしております。そういう御意見も踏まえて、その後の配分というのは旧TAC法に基づくTAC管理になったときですか、そのときにくろまぐろ部会というのが水政審の下に設けられて、そこで学識経験者の方だけではなくて各関係する主要な漁業を代表する委員の方にも御参加をいただいて、配分の考え方というのをとりまとめていただいたと。それに基づいてやってきていると。それと並行して大中型まき網の枠については国の留保に抛出してもらった部分もございまして、あとは、毎年毎年の管理の中で融通、大小交換とかそういった形で対応してきていただいたと。3年前の大型魚15%増枠の際も、そこについては、当時、1.47倍振替の話が出てきたというのもあって、そういう仕組みも活用して、基本的には3年前は小型魚の増枠はなかったわけですがけれども、沿岸、都道府県については小型魚の枠も増えるような形で対応したと。それができたのは大中型まき網、小型魚の枠を1.47倍するというこの中で対応できたということがございます。

沿岸の方々からすれば、その小型魚の枠自体がおかしいんだということだということは、私自身理解しますけれども、そういう、これまでやってきたことを全て水産庁が独断で決めて配分してきたわけではなくて、その都度、その都度、ターニングポイントというか、そういったときには、くろまぐろ部会での議論、それに基づいてとりまとめられた配分の考え方、あるいは議論の中から我々水産庁が読み取ったものをベースに現状の配分、「現状」というのは令和6年の配分があると。今回の7管理年度以降の配分についても、繰り返しになりますが、小型魚についてはこれまで大中型まき網が減らしてきた中で、その実績に基づいて配分すればおおむね大中型まき網は増えないという配分案になっているわけですから、小型魚については基本沿岸の方々に獲っていただくという形になっておりますし、大型魚についても増枠分は1対1で配分し、更に大臣許可の中でも大中型まき網からかじき流し網等あるいは近海かつお・まぐろに配慮した形での案にしているということなんです。

これは、これまで先ほど番場からも申し上げましたけれども、2002年～2004年、要は20年前の実績をベースにやっているというのは明らかにおかしいんじゃないかと。要は操業の実態も大分変わってきている中で、例えば大中型まき網が小型から大型にシフトしている

という中で、20年前の実績を使い続けて、それで大中型まき網から振替しているんですとか、そういうことじゃないでしょうということなんでしょう。そういうのを受けて、今回、くろまぐろ部会でも直近の実績をベースにしましょうということ、そういう意見が多くを占めましたので、基本はそういう形にしつつ、プラス・アルファの部分について、沿岸への配慮あるいはかつお・まぐろ等 I Q なんかに取り組んでいる漁業にも配慮した形にさせていただいていると。沿岸の方々の御不満というのは、繰り返しになりますけれども、よく私も存じております。そこは、以前、室長をやっていたときからずっと聞いていることですので、理解はしております。そういう中で、水産庁としてはやれる最大限のところで今回の配分案をお示ししているということでございます。

以上です。

○番場課長補佐 よろしいですか。

○質問者 それしか言いようはないんだろうなと思って、今、聞いていましたけれども、それこそ今はこういうふうになってしまったから、この配分をもう一回ひっくり返して見直せなんて言いませんよ。でも、もう少し検討してみてください、これ。今沿岸の人は返事できないと思います。

それと、本当に僕らからしてみれば、OBの方がみんな業界に就職されているじゃないですか。あまり汚い言葉は言いませんよ。でも、何かそっちの方にどうしても水産庁がなびいてしまっているというか、そっちに向けてやっぱり誰に配慮しているのかなというような、僕が特別そういうふうにいるのかも分からないですけども、多分、みんな思っていると思うんですよ。それを今、どう答えろとか言いませんけれども。最後にぼろが出ないうちにやめます。

○魚谷部長 OB への配慮という話がありましたけれども、そういうことは一切ありません。そこだけは申し上げておきます。そういうことは一切しません、我々は。

○番場課長補佐 その他御意見、御質問、お願いいたします。

左の一番奥の方、よろしくお願いいたします。

○質問者 いつもお世話になっております。

私の方から2点御意見をさせていただきます。一つ目が先ほど本県漁業者の方からも意見があったんですけども、浜の厳しい状況というところと、あと、水産庁さんの方から御回答いただいております全ての希望どおりに配分したらとても今回の増枠では足りないという状況に鑑みますと、やっぱり配分として目指していくところというのは少しでも

採捕停止に至るような業態ですとか日数というものを少なくしていくということが一番重要なのではないかなと考えているところで、それを考えたときに令和6年の1.35倍を配分するというのがあまり適当ではないのではないかと考えております。

このR6年の1.35倍を実際に配分されている都道府県が17都道府県該当しております。この17都道府県のちょっと状況を見てみますと、基準年における当初配分の平均消化率が100%を超えている、つまりコンスタントに当初配分をしっかりと使い切っている都道府県というのは2県しかない状況なんですね。一方で漁獲シェアに基づいた配分をされている都道府県というのは同じように17都道府県あるんですけれども、このうち15都道府県が当初配分の平均消化率が100%を超えているというような状況にあります。こういった事情を考えますと、やはりきちんと漁獲をしている、漁獲シェアに基づいた配分というところに配分原資を割くべきであって、令和6年は皆さんも御存じのように2015年から2017年の漁獲実績を基に算出されている数字になっておりますので、直近の漁獲を反映していない指標になるんですね。これが都道府県の半数以上に配分されているというこの状況というのは、くろまぐろ部会の中でもあった直近の漁獲を考慮した配分というところから少し外れているのではないかとということで意見をさせていただきます。

二つ目の意見が報道でもあるように令和元年から令和3年に漁獲の未報告の報道があったかと存じます。今いただいている資料を拝見いたしますと、この未報告の実績を考慮していない漁獲実績としてシェアが算出をされております。ただ、水産庁さんの御説明にもあったように、実際に追加配分というものがこの基準年にも行われておりまして、繰越数量ですとか譲渡メリットですとか消化率メリットというものがあるんですけれども、漁獲枠が超過している状況においてはこれらの配分というものは受け取ることができない配分になっておりますので、当然これを基にした漁獲というものもできないものになります。こういった漁獲実績を基にシェアを算出しておりますと、漁獲枠を守って漁獲した都道府県のシェアというものは当然相対的に縮小してしまいますので、漁獲枠を守った都道府県が不利益を被るということになりますので、ここの数字についても補正をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○番場課長補佐　ありがとうございました。

2点いただいたもののうち、まず1点目ですけれども、R6基礎の1.35倍の部分ですけれども、各県の消化率を御紹介いただきましたけれども、このR6基礎配分がどうい

のに基づいているかという点、先ほどから御意見もありましたとおり過去の大型魚でいえば2015年、16年のものがベースになっています。それと、今の最近3か年の消化率でいうと、もちろん様々、都道府県によっては例えば漁期が年度末に近いと枠を持っていたんですけれども、最終的に2月、3月に獲れなくて消化率が低くなってしまおうというようなところもございます。それは単年によるものなので、3年で見ると少しならされると思うんですけれども、一方でベースになっているのが2015年、16年になっていまして、その当時からどれぐらいの消化率になっていたかとか、多分沖縄県さんとかでいうと、当時の2015年、16年基準で見るとかなり少ない数量なんですけれども、近年獲れているというような都道府県さんになるかと思いますが、一定して2015年、16年からある程度漁獲実績があって、同じように獲り控えとか放流とかやってきていただいた都道府県さんもございます。そういったときに消化率を細かく見るのもあるんですけれども、過去のところで獲り控えていた方たちの部分については、直近3か年のシェアで見たときに不利になる都道府県もあるという状況もありまして、この令和6基礎からの1.35倍というのは最低限、全都道府県さんに配するという点で、この1.35倍というものがございます。

ただ、その一方で沖縄県さんなんかでいう最大漁獲実績のところを考慮しないということではなくて、更に最大漁獲実績まで足りないところについては、それも手当てをして配分する案としております。

それから、未報告の問題ですけれども、こちらについては我々としても何か甘くというようなことは考えておりません。適切に計算をして差し引くところは差し引くということで対応していきたいと思っております。

以上です。

○質問者 ありがとうございます。

1点目の御回答についてなんですけれども、もしも2015年から17年に大きな枠を配分されている都道府県であったとしても、直近に十分な漁獲があるようであれば当然消化率も向上しますし、漁獲シェアの配分で十分な配分を期待できる状況にあるかと思えます。ですので、R3から5年の方に漁獲枠の配分をするということが2015年から17年の都道府県に対して不当に不利益になるというものではないかと思えます。

ここで結局メリットを得るところというのは、直近の漁獲枠の消化率が低い都道府県と2015年、17年の当時から総体的に漁獲枠が大きかった都道府県というところになります。当時から漁獲枠が多かった都道府県は現在も漁獲シェアの大きいところが大半ですので、

シェア配分で当然問題ないですし、となりますと、問題になってくるのは、現在、当初配分の消化率が十分に高くない都道府県に対しても追加で配分するというのが先ほど漁業者からもあったように、浜の厳しい状況を考えたときに別の運用方法はないのかということをお検討いただきたいという意見になります。

二つ目の部分なんですけれども、先ほど番場さんの方から差引きという言葉をしていただきましたけれども、差引きはあくまで違法漁業を行った当該都道府県に対して実施されるものであって、私が申し上げているのは、漁獲シェアはあくまで全国を100%として捉えるものになりますので、差し引いた数字で全体を再計算しなければやはりその他の都道府県の配分というのは減少してしまうという状況がございますので、そこも含めた補正をいただきたいという御意見になります。

○番場課長補佐 すみません。2点目のところが申し訳ありません、理解し切れずもう一回御説明いただいてもよろしいでしょうか。

○質問者 すみません。私もちょっと御一緒に確認させていただきたいんですけれども、番場さんがおっしゃっているのは、違法漁業があった都道府県の差引きというのは当然超過数量を差し引いた配分を行うというような認識でおりますが、それで問題ないでしょうか。

○番場課長補佐 はい。そうです。

○質問者 そうしますと、当然その当該都道府県の漁獲量というのは減少することになるんですけれども、現状シェアを計算するときの数値というものは、この未報告の漁獲が発覚する前の数字を基に計算されておりますし、当然その全体のシェアを基に計算していますから、当該都道府県以外の都道府県の漁獲シェアというものは縮小しているという状況になっているかと存じます。その点を御指摘させていただいております。

○番場課長補佐 分かりました。多分計算の具体的な差引きの方法ですとか対応の仕方のお話なのかと思います。そこは御意見もいただいているんですが、こちらの方としてどういうふうに差し引いていくかというところで検討させていただきたいと思います。

○質問者 承知いたしました。

1点目はいかがでしょうか。

○番場課長補佐 ごめんなさい。1点目、申し訳ありません。もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。すみません。

○質問者 令和6年の1.35倍についてになります。浜の厳しい状況があるところもあるん

ですけれども、R 6 の1.35で今配分を受けているというのは2015から17年の配分が大きいところは基準年の消化率が低いところになっております。

○番場課長補佐　ちなみになんですけれども、消化率はどのように計算をされているんでしょうか。私の方として認識しているのは、例えば令和5管理年度でいえば、ある程度枠を持っている都道府県さんについてはほぼほぼ満限に近い、7割以上ですとかそういった消化率になっているかと思うんですね。その中で沖縄県さんがおっしゃっている消化率が低い、それは90%なのか80%なのかというところはあるのかもしれませんが、基本的にそれは都道府県さんの中で管理の方法は様々ですので一概に言えないんだと思っております。そういう中で、いま全国的に消化率というか枠が足りていて余っているというような都道府県さんは、度合いは重い、低いあれど皆さん足りていないんだと思っております。

○質問者　であるとするならば、その消化率というのはやはり上がると思います。私が今回計算させていただいたのは、基準年の当初配分の合計を3年間の漁獲の合計で割ったもので計算した数値になっています。

○番場課長補佐　分かりました。ちょっと細かい話なので、また後ほどとさせていただければと思いますが、恐らく当初配分とおっしゃっているので、期中の融通ですとかそういったものが考慮されていないものになるんじゃないかと思います。都道府県さんというか、沖縄県さんだと事情が違うのかもしれませんが、小型魚も大型魚も獲る都道府県さんはたくさんいらっしゃるしまして、どちらも苦しいんだけれども、小型魚の混獲の対応として大型魚から小型魚へ振り替えるとか、そういったことも期中で行っている都道府県さんというのは結構ございます。その辺の影響がすみません、ちょっと出ているんじゃないかと思うんですけれども、沖縄県さんがおっしゃっている消化率とかベースにしている数字は、すみません、今、把握できていけませんので、また別途御意見とかいただければと思います。

○質問者　承知いたしました。よろしくお願いいたします。

○番場課長補佐　その他、いかがでしょうか。

　そしたら、真ん中、よろしくお願いいたします。

○質問者　皆様から大中型まき網漁業に対していろいろ厳しい御意見を表明いただいているところではありますけれども、今回の配分案については大中まきにとっても決して満足できるものではなくて、残念に思っているところでございます。

　具体的には、小型魚は他の管理区分の皆様方が増加している中で全く増えない状況でござ

ございますし、また、大型魚についても都道府県さんにおかれては7割以上、他の大臣管理区分さんも5割以上の大幅な増加となる中で1割ちょっとしか増えないということでございます。こういったような状況に我々の方としては、やはり同様に格差の配分がこうやって続いていくということに不安を抱いているところでございますので、次回の増枠や配分の見直しというときには、このようなまき網について相当の犠牲を強いるような配分にならないようなことを検討していただきたいと思います。

その関連で1点質問なんですけれども、少なくともW C P F Cの保存管理措置は2025年に見直しをするということでございますが、ということは2026年に向けてまた何か新しい配分の見直し、増枠といったような議論が行われるということなんでしょうか。

○晝間課長補佐 御質問ありがとうございます。交渉担当の方からお答えします。

資料1の裏側、2ページ目のところに今回の合意内容ということで参考というふうに書かせていただいていますけれども、冒頭のところに2025年以降の措置として、25年以降に適用する措置として増枠に合意をして、措置の中には2026年にこの措置を見直すと。25年ではなくて26年ですね。26年に措置を見直すということが明記されています。これを素直に読みますと、少なくとも2年間適用することを前提に書かれておりますけれども、2年たつといきなり有効期限がなくなって枠がなくなってしまうという書き方ではなくて、枠としては設定されて、別途の合意がない限りは引き続きこの措置が適用されるような形で合意をしています。その上で2026年に見直すということになっておりますので、2026年の年次会合、合同作業部会北小委員会年次会合で見直しを議論するとすれば、2027年以降に適用する枠についてはまた見直しが必要だということが明記されているということです。

ただ、繰り返しになりますが、何らかの見直しで合意がない限りなくなってしまう枠ではなくて、基本的な枠として設定されている書き方になっているということです。

付け加えますと、今回行いました増枠の決定というのは、いわゆる資源評価の結果に基づいて、その資源評価の中に将来漁獲枠を今のままにしたら資源がどういうふうに推移するか、漁獲枠をどれだけ増やしたら資源がどういうふうに推移するかという将来予測に基づいて話合いで増枠の幅を決めるというような形でやっておりますけれども、W C P F Cの中でいわゆる漁獲戦略ですね。あらかじめ目標とする資源の水準を決めておいて、その目標として設定した水準に向けてどのような漁獲の仕方をしていけばいいかというのをある程度ルールのような形であらかじめ定めるものを導入していくというのが他の資源も含めて大きな流れとしてあります。

この太平洋くろまぐろにつきましても、今回資源評価でやりましたけれども、同じように漁獲戦略の考え方に従って次の漁獲上限をそのルールに基づいて、ある意味客観的・自動的に決めていくようなやり方というのを導入していくという方向で議論はされておりました、それは今後の次の課題ということというふうに認識をしております。その漁獲戦略に基づいてきちんとしたルールを定めた上で、次以降の漁獲枠を決定していくという方向で議論が進んでいくと。これはちょっと補足になりますけれども、いずれにせよ今回の措置については2025年以降適用、26年に見直しということで決定されております。

以上です。

○質問者 ありがとうございます。年号を言い間違えました。失礼いたしました。

○番場課長補佐 その他、いかがでしょうか。

そしたら、右奥の方、よろしくお願いします。

○質問者 どうぞよろしくお願いします。

沿岸として先ほど来、いろいろ御発言あったと思うんですけども、我々としてもやはり一部漁業が既に大型にシフトしながら何とか稼いでいるというような現状というのは認識していますし、次はやっと増枠になったので、沿岸が稼げる番だなというふうに期待をしているという中で、この枠の話というのはいろんな思いはありますけれども、先ほどまき網さんからもお話しありましたが、まき網は1.14倍しかないよということもありましたが、5,614トンベースで考えたり直近の小型の振替、300トン程度振り替える、そこら辺も考えれば1.4倍ぐらいを確保できるのだろかなとか思いながら聞いていましたけれども、そういったそれぞれの業界にいろんな思いを持ちながらこの配分の案というのは見ていたんだなというふうに思っています。

特に我々も北海道の資源が少ない時期に2002年～2004年、そういった時期も他の漁業よりもまぐろに依存して実績を確保してきたと。そういったのはうちだけじゃなくて青森だとか今の大口県にはそれぞれ共通するんだろかなというふうに思っています。皆さん最近見えている海域の方々も同じように思うと思いますが、我々はなおさら過去の実績も何とか確保しながら、それでも今こうやって耐えてまぐろに取り組んでいるというところもあって、いろいろ思うところはあるんですけども、ただ、この会議のせっかくの場面で不満を言っても、言うだけで終わるわけにはちょっといかないのかなというふうに思っています。

それでちょっと発言させていただくんですけども、まず全体の配分案に関しては8月

9日の北海道ブロック会議の中で我々からは大型の75%を沿岸にという要望もしました。また、併せて、大型・小型合わせて大臣管理と都道府県が同じようになるようにという要望をさせていただきました。一応資料3では結果的に要望には届かなかった部分があり、大型は半分ずつということでしたが、小型は一定の増加があって、大小合わせれば同規模ということである程度要望は通っていったのかなというふうに思っています。

更に考えると、何年か前の前回の増枠のときに15%増枠しましたね。あのときにたしかまき網さんはシェアを半分にして配慮してくれていたような記憶があります。更に小型魚も沿岸に回してくれたという記憶があります。あの当時、まき網さんのシェアを半分にして、仮に今それで計算をしてみてもほぼ同じような数字となっているということで、一定の配慮はきっとあったんだろうなというふうに見えています。

ちょっと要望をさせていただく前に1点だけ指摘させてほしい資料がございます。資料3の7ページ、9ページです。やはりこういった資料の表示というのは結構皆さん議論する上で重要なのかなと思いますけれども、7、9ページ、同じ資料なんですが、左下の図面ですね。こちらはブルーで基本、緑色で2、調整というふうになっていて、最低限小型魚は1.1倍、大型魚は1.35倍まで引き上げるというような表示の方法になっています。さらに、3の上乗せだとか漁期中の追加配分があるというような図面になっています。

ただ、実はこの図面に間違いがあるのは、1、基本の配分の段階で既に2の調整の例えば小型で言えば1.1倍、大型で言えば1.35倍を超えている県が相当数あります。何が言いたいかというと、ここの図面を協議するに当たっては、この青の基本の部分をもう一段階を増やして、2の調整を超えるような表示をしないとこれは人に説明をする上で誤解を招くんじゃないかなというふうに思います。あたかも全体で1.1倍、1.35倍まで引き上げますよというふうに見えるんだけど、実は基本の段階で既にそれを超えている県があると。逆に言えば、そういった県は自分のところがそうなんだということを認識することにも非常に大事なのかなと思うので、もしよければ修正する方が、仮に水政審がこれからあれば正しく表記すべきなんだろうなというふうに思います。

意見と要望なんですけれども、大型、小型もそうなんですけれども、やはり都道府県の配分に関しては納得しにくい実は部分があります。令和4年以降の配分の考え方でも増枠するときに過去の漁獲実績を基本とするというふうにあるんだけど、やはり今回の考え方では直近のシェアというのをまず基本にしつつも、過去のこれまでのいろんな調整を他の上乗せだとかで措置していきますよと。結果的には今までのものを全部加味しながら

ここまで各都道府県に配分しますよというような仕組みなんだろうなというふうに思うんですが、例えば大型で言えば都道府県に配慮するというふうにあって、今回1,400トンですか、都道府県に配分があったというようなことなんですけれども、例えば資料3の3ページだとか4ページ、ここで都道府県で言えば全体で1.72倍なんですよね。

ただ、都道府県の配分の中では1.35倍までしか届いていないというような県があります。特に大口市ですね。こういったところというのは、なかなか配慮というのを受けられていないと。本来であれば、この1.72と1.35の差分ですね。この37%程度が都道府県に配慮された数量なんだと仮定するならば、この37%をどういうふうに配分してくれているのかなというのが今回見させてもらったところです。

先ほども言いましたけれども、北海道だとか100トン以上の大口市というのは、この37%からの配分はほとんどない状況、つまり都道府県への配慮の中にちょっと漏れちゃっているんだろうなというふうに思います。一部仕方ないところはあるんですけれども、最近目の前に魚が見えてきて、魚があるんだけども獲らないと、そういう我慢をしている漁業者が大半だと思います。日本全国どこもそうだと思います。ただ一方で、以前のTAC開始前の漁獲量を更に減らすような努力をしてきたところがやっぱり大口市なのかなと思っています。そういった努力、苦勞、そういった地区としてはやや残念かなというふうに思っているところです。

ちょっと提案なんですけれども、追加配分は今回何点かあります。これまでのメリット措置の部分なんだと思うんですけれども、追加配分をもう少しちょっと考えていただきたいなというところが一つ。というのは、先ほど言った都道府県の配慮が行き届いていない大口市に対して、その配慮が行き届くような追加配分を措置してもらえないだろうかというふうに思っています。例えば先ほど言った1.72倍に満たないようなところ、その差分があるところ、そういったところはそこをまず埋めてから都道府県の皆さんが軒並み1.72を目指すような形で、それ以上になるような形で措置した上でメリット措置なんかを追加してもらえればいいかなというふうに思っています。

これまで追加配分で本当にいろんな措置をされてきたんだろうと。過去最大実績だとか少ない県への配分、そういったものは追加配分で今までずっとやってきたと。あまり周りに見えていなかった部分だとは思いますが、今後はそれを当初に全部組み込んだということです、その点については今後配慮があまりないとすれば、せめて今回、当初配分で割を食ってしまった県に対して、その差分というのをできれば埋めていただき

たいなと思っています。

その追加配分の方法は、今回決めてしまうんだと思うんですけども、今年は追加配分の原資がそんなにないんだとすれば、できれば本当は追加配分の方法もこういった説明会で改めて2月とか3月に決めてもらいたいなというのが本音です。今年は難しいんだとすれば、繰越しの数量が増える来年、500トン、600トンぐらいの繰越し、7%分ですね、それが見込める来年度については消化率にもよるんですけども、その追加配分の原資が増えるときには改めて追加配分をどうするかというのは皆さんと議論した上で、できれば決めていただきたいなというふうに思っています。

実は、この追加配分のことはあまり皆さん知らないんですよ。なので、これまでのこともそうだし、これからも追加配分が水産庁でうまく調整しているところというのをちゃんと見せられるように議論したらいいんじゃないかなと思っています。

もう一点、ごめんなさい、長くなります。小型魚についてです。小型魚はW C P F Cの議論を見ていてもなかなか増えないですし、今後も恐らく増えることはあまりないんだろうなと。増えても微増なんだろうなというふうに思っています。皆さん、どうでしょう。国内の中の小型魚は、今、実は結構厳しい、当時8,000トンから4,000トンに下がって、半減して、やっと今400トン増えたんだけど、大型にシフトしていくということで国内全体の小型魚というのはなかなか厳しい状況になっています。大型にシフトできるのはやっぱり漁船漁業だったり一部の漁業だったりするんですけども、シフトできない、やはり定置の方々というのもあります。そういったところでは、現場はちょっと困っていくんじゃないかなと思っています。

我々もこのT A Cが入ってから小型魚の放流に関しては、当然、漁船漁業の方々にもやっていただきましたけれども、その努力の多くは全国的に定置網に頼ってきたのではないだろうかなというふうに思っています。大型に全国的にシフトしたとしても、定置網への小型のまぐろの混獲というか来遊というのは、ますます増えていくんだろうというおそれがあります。となれば永遠に放流続けなきゃならないんだろうかと、永遠にそれが増える以上というのが容易に想像される、当面はあるんだろうなと。例えばそれに対する国の支援措置というのでも永遠に続くわけでは、後ほど説明があるかもしれないんですけども、きつくないだろうなというふうに思っています。

なので、これは本当の提案なんですけれども、例えば定置用の混獲の総量管理区分なんかを設けていただけないだろうかなというのはちょっと提案の一つです。また、今後も何

か検討するときにそういったことも、今、思い出してもらえればなと思っています。原資は問題なんだけれども、やはり利用しないような小型枠、小型から大型へすぐ振り替えてしまうようなものあるいは、今回の国の事業、後ほど説明があると思いますけれども、大型にシフトする小型枠の一部、そういったものを何とか原資にして定置用の総量管理区分みたいなものをつくってもらえたらどうかというふうなのが1点です。

すみません、最後にもう一点。やはり沿岸の漁船漁業者は皆さんずっと言っていますけれども、本当に疲弊していると思います。後継者がいないとかそういったことは本当に日本中、津々浦々どこでもそうなんだろうなというふうに思っています。その一つはやっぱり単価の問題が一つあるのかなと思います。やっぱり単価が合わなければずっとこのまぐろでやっていこうという気にならないということもあって、一過性の例えば1航海で終わるとかさっき御発言ありましたけれども、1回獲って終わりということになってしまう。場所によってはその時期しか獲れないというのもあると思うんですけれども、先ほどMSYをどうするこうするで今のまぐろの資源管理は一定の回復目標を置きながらやっているということはあるんですけれども、将来的、5年、10年、分からないですけれども、いつかはやはり国際的にもMSY議論というのは避けて通れなくなるだろうという中で、やはりまぐろについてはその前に経済的な観点というのが必ず必要なんだろうなと。枠が倍になっても単価が半分になれば全く意味はないというのが、やっぱりこのくろまぐろなんだろうなと。他の魚種はやや違う部分なんだろうなと思っています。なので、まぐろに関してはやっぱり漁船漁業に対しての単価の努力、それに対する何か対策、そういったものは何とか検討してほしいなと思っているのが1点。

もう一つは、今回資料7の月別の漁獲量を見ますと、例えば去年で言うと大中まき網が10月、11月にちょっと操業しているんですよね。これは例年にない操業なんだろうなと思います。これを見ると皆さんちょっとビビってしまうというか、今後どうなっていくんだろうという不安があるだろうと。通常は4月からやって9月ぐらいに終わると。ピークは8月というのがまき網さんのずっとこれまでの操業形態だったと思います。沿岸は逆にそれを避ける時期に単価を取るために枠を余して、置いておいて、そこの時期に集中して獲るという地域もあります。そうじゃない地域もあるとは思いますが、そういった沿岸にとってはやっぱり単価を意識する魚種でありますので、今回の増枠がまき網さんの操業形態を変える、例えば10月から3月にもっと今以上に獲るようなことがあれば、本当に増枠は意味がなくなってしまうと思います。沿岸にとっては。

なので、今までどおりの操業を続けていただくということをやっぱり期待はしていますし、できればそうしてほしいなというような思いを持ちながらちょっと発言していますけれども、そういったことも含めて経済的な部分、やはりTAC、資源管理というのは経済的な部分は外せない話です。このくろまぐろは最たるものだろうなと。ただいっぱい獲ればいいということでもないんだらうなと思っていますので、その点もちょっと意識していただいて今後検討していただきたいなと思います。

すみません、長くなりましたけれども、以上となります。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

いろいろいただいたもので、今後の検討の部分については持ち帰って検討させていただきたいと思います。まず、資料7と9の資料についてはおっしゃるとおりで、実態じゃなくてこれはもうイメージ図になっていまして、ここの青い部分を突き抜ける都道府県もあるという御意見だと思います。そうなんです。事実としてはそういう都道府県さんもいらっしゃるの、ここを分かりやすくという意味でこうしましたけれども、むしろ誤解を招くということであればちょっと修正の方をできるか検討してみたいと思います。

それから、大口県の伸び率が1.7に届かない、低くなっているというのもおっしゃるとおりであります。冒頭資料の方でも説明しましたとおり、混獲回避ですとか獲り控えた都道府県に対して一定配慮するという考え方の中で、当然、大口県の皆さんも努力をされているというのは承知をしております。ただ一方で、本当に10トン未満ですとかそういった都道府県について御意見もいただきましたが、狙っていないんだけれども獲れてしまうというような県もあって、そういうところはどうしようもない部分というか、混獲が増えてしまっているという部分に対する手当てとして一定程度少ない、今、絶対値として数量が少ない都道府県さんに少し手厚く配分するということもあって、大口県のところの伸び率が低くなっているということかだと思います。一定程度は御理解いただけると大変ありがたいです。

それから、来年以降というか追加配分の話についてもおっしゃるとおりだと思います。今回この考え方で見直すということになった場合については、今までの追加配分の考え方というのも当然見直さなきゃいけないと思っておりまして、その辺についてはまた都道府県の皆さんと相談しながら検討していければと思っていますけれども、特に来年から、今年はまだ今の枠の17%上限なのでこれまでと数量は変わらないんですが、来年の繰越分についてはまた同じようにおっしゃるとおりで増えますので、更にはこの見直したものの、当

初配分での追加配分になりますので、早めに検討してできればこのＴＡＣ意見交換会という御意見も賜りましたので、検討したいと思います。

その他、単価の上げる対策ですとか定置の混獲対策について後ほど一部次の議題で支援策ということでお示ししますが、これで十分だと我々も思っていないくて、また引き続き検討させていただければと思います。ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

そしたら、前の方でお願いします。

○質問者 何度もすみません。

先ほどまき網さんの方からも少し意見が出たんですけれども、数量が足りないと自分たちと同じ思いなんだろうなというふうに思いました。ただ、これ数量だけでちょっと見てもらっても難しいんですけれども、私は最近、テレビのニュースでよく見るのが、大型まぐろの養殖、まき網さんが獲ったものを何か月か畜養して、それを市場に出すと。大手の会社とかちょっと倍率は忘れたんですけれども、今後増やしていく予定だというふうに、それが可能になるだろうと聞いています。

そうしたときに、やっぱりさっきも単価の話が出たんですけれども、単価で見比べてもらったときにもう全然違くなると思うんですね。私たち沿岸が１匹獲るくろまぐろの単価とまき網さんが獲ったものを確かに餌代、そういったのも多くかかるのかもしれませんが、やっぱり大型漁業というのは利益を上げるためにどんどん効率のいいことができるんですよ。私たち沿岸はそれが全然できないんですよ。やっぱり一匹一匹釣って、その都度出荷をして、その日の単価で決められてしまいます。さっきも言ったように数量だけで考えるんじゃなくて、前のブロック会議でも言ったんですけれども、今回、まき網さんは小型が全然増えていないです。でも、当初規制ができてからその養殖まぐろ用に獲るのも多分かなりの金額が上がっていると思うんですね。養殖まぐろが始まる前から比べたら、昔もう何十年も前に網に一網打尽で獲っていたときのヨコワより、多分、金額とかはかなり上がっていると思います。やっぱりそういうことも考慮して、この配分をこのまま明後日決めるんじゃなくて、もう一度、これだけの沿岸の漁業者の反対意見が出ているので、どうかこのまま進めないでほしいと思っております。それだけです。

○魚谷部長 御意見は賜りました。一方で、この枠の配分についてはもう１月からの大臣許可分というのは始まりますので、これはしかるべきタイミングで配分を行わなきゃいけないという事情がございます。その点は御理解いただければと思います。

以上です。

○番場課長補佐 その他、いかがでしょうか。

そしたら、左の奥の方の真ん中ですね。すみません、よろしくお願いします。

○質問者 今回も御説明ありがとうございます。

配分の説明だったんですけれども、ちょっと私も先ほどの追加配分の仕方のところで関連しての御意見というか要望なんですけれども、皆さん御意見ありましたとおり、当初の配分で言うと各区分いろんな事情がある中で、多分、今回の配分はどれも納得いくものではないと思っています。もちろん我が県も同じですし、事情としては定置網が多い中でどうしても入ってきてしまうまぐろとか主漁期でまぐろを獲る時期もありますし、それを確保したいという思いはひしひしとあるんですけれども、それを皆さんに配慮した配分だと私も承知しております。

その中で、今後管理を考えていく上で沖縄県さんからもあったんですけれども、足りない区分の中で操業をいかに止めないようにしていくかということが一番重要だと考えています。その中でちょっと2点お願いしたいのが、やっぱりこれからは足りない枠でうまくやっていくには融通措置というのがかなり重要になってくるかと思います。また、大中まきさんからの配慮というところもあったと思うんですけれども、実は大中まきさんからも他管理区分への融通というところで何回も配慮をいただいていると承知もしております。なので、こういった融通制度というのはより柔軟なものをつくっていく、又は追加配分の点なんですけれども、融通を行ったところへのメリットというところも促進させていくことが必要なんじゃないかなと思っています。

そういったところで、より柔軟にという新しい制度を今あるものだけではなくて新しい手法というのも検討していただきたいと。これは今後の話なので、今回、追加配分にそれを入れてくれだとかそういう話ではないんですけれども、今後の考え方として小型魚も少なくなっている。その中で来遊性の強いものですから、漁期が終わったところが他の必要なところに融通するだとか、そういった関係性をつくるということが重要と考えています。そういった点では、先ほど北海道の方から提案のあった混獲のあるところが関係性づくりなどを行って、互いに融通するというやり方を構築していくのも一つありなのかなとは思っています。なので、そういった検討を進める上で重々情報を交換しながら水産庁としてもしっかり枠組みの中に組み入れていただきたいなというふうに思っております。

意見としては以上になります。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

御意見のとおり融通ですね。ここ近年、非常に活発に行われるようになっております。ここは維持するとか、大事にしていくべきだというのは思っておりまして、そのやり方とかそれを促進していくためにどうするのかというのは今後検討させていただければと思います。ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

そしたら、右側手前、よろしくお願いします。

○質問者 私ジャーナリストですけれども、一級小型船舶操縦免許も持って時々釣りにも出ております。まぐろは不幸にしてまだ釣れていませんけれども。

2点ほど質問があります。先ほど対馬の方からも質問がありましたけれども、最初の小型魚の配分がおかしかったんじゃないのかということで、まき網に2,000トン、その他に2,007トン、この2,000トンはどういう計算ではじいたのかということを一度魚谷部長にきちっと説明していただきたい。というのは、沿岸よりは削減率が多かったからこれでいいじゃないかという説明でずっと押し通してきているんですけれども、なぜこの2,000トンになったのか、どういう積算で2,000トンになったのかというのは誰もいまだに説明したことがないんですね。恐らく僕が聞いているのは、当時顧問だった宮原さんが担当官に言って、まき網の直近の実績を調べさせると2,000トンだったと。それで2,000トンと決まったというふうに私は聞いたりしているんですけれども、その確認も含めて今取材をしていますけれども、なかなか実態がよく分からない。誰も記録にないし、記憶にない。非常にこの配分のひな形を決めたときの経緯が分かっていないというのは、僕は極めて重大な問題だろうなと思います。

それで、やはりまき網に余裕があったんじゃないのかというのは、規制が始まった後の先ほども話題になった養殖ですね。養殖向けの種苗の供給量を調べてみたところ、これは水産庁のホームページにも公表されていますけれども、過去10年間でひき縄漁業による養殖種苗は半分に減っています。逆にまき網漁業による養殖種苗の供給量は倍に増えているんです。やっぱりこの1点を見ても、今までなかったマーケットに対してまき網漁業は10万匹足らずの数量を25万匹ぐらいまで増やせる、そのぐらい余裕のある小型魚の枠を持っていた。逆にその漁獲量を半減しなさいと言われたひき縄漁業はそのまま半分に減らすしかなかったと。この経済的ダメージというのは非常に特に離島漁業には大きいんじゃない

のかなと。この点を水産庁はどういうふうに見ているのか。実際の地域経済への影響とか漁業の後継者の確保という点で、この問題をどういうふうに見ていらっしゃるのか一度聞きたいなと。

それと2点目は遊漁なんですけれども、私も関わりますけれども、アメリカは商業漁獲、要するに漁業者のキャッチの枠とは別に遊漁者だけの管理方式を確立していて、1人2匹までと。1航海2匹までと。ところが、最近どんどん魚体が大きくなっているから、去年の実績は1,800トンというのがWCPFCで報告されています。もうこれはほとんど日本の沿岸漁業に匹敵するぐらいの大型魚をアメリカは遊びで釣っているんですね。それなのに日本政府はどうして漁業の枠の中に遊漁を押し込めようとするのか。それで、みんなでけんかをさせている。

今回留保枠の中で対応するということですがけれども、留保枠150トンで果たして足りるのかと。今のような沿岸漁業でも例えば定置の混獲問題とかあるいは大臣漁業でも近海はえ縄の混獲問題とか、水産庁は調べようと思えば調べられるデータがたくさんあるのに、何も調べずにやってきた。ところが、実際放流、漁獲圧がどんどん高まっている実態を考慮すると、実際、死んだまぐろを海に捨てている人がたくさんいるわけですよ。これは知らないとは言わせません。水産庁から死んでいても捨ててくれと言われた人がごろごろいますから。そういうちょっと間違った資源管理をやっていて恥ずかしくないのかなと。だから、せめて遊漁に関しては漁業と管理方式は漁獲抑制という面ではアメリカのように1人何匹までという制限をやりながら、せめて通常の漁業の枠の中から外していった方がいいんじゃないでしょうか。その点、魚谷部長はどういうふうにお考えでしょうか。

○魚谷部長 まず、1点目の管理開始当初の小型魚の配分の積算というようにお話をされましたけれども、それについては私自身、もちろん私たち水産庁の先輩がやったことですので知りませんで済ませるつもりはないですけれども、私自身は直接当時は関係してなくて、おっしゃったように削減率でいえば大中まきの方を減らした形にしたというような経緯があったということは承知しております。ただ、その2,000トンという数字の積算根拠がどうであるという話は私自身聞いたことはありませんし、質問者の方が興味を持って調べられているというのは、私自身も存じ上げております。何分、かなり昔の話になりますので、そこにたどり着けるのかどうかというのは、この場で確たることは申し上げられませんけれども、引き続きその点については対応したいと思います。

遊漁については、現状、漁業者の皆さんに対しては、各都道府県にきちっと数字を示し

て、配分をして、管理をしている資源というのはこのくろまぐろだけであります。他の資源については、数量が少ない都道府県については「現行水準」という形で緩やかな管理になっていますが、くろまぐろについては厳しい管理をお願いしていると。それと一貫性のある管理ということで、くろまぐろの遊漁については、現在、広域漁業調整委員会指示に基づいて小型魚は採捕禁止、大型魚については国の留保の中で対応できる数量で、期間ごとに数量を割り振って、それに達するような状況になれば採捕停止、という管理をしていると。あと、バッグリミットについても1人1日1尾までという制限を大型魚について課していると。大型魚については採捕の報告も求めているという状況でございます。

そういう中で、今回の配分では資料3のスライド1ですね。これで150.2トンの大型魚の留保の中で、遊漁への対応として60トンという形で、同じ枠組みでの管理を続けていくということです。150トンで足りるのかとおっしゃいましたけれども、遊漁の対応として考えているのは60トンでございます。足りるのか足りないのかという話については、先ほど来、沿岸の方々もこの数字は足りないというような意見をお聞きしましたので、遊漁関係者の方からすれば60トンでは足りないということかもしれませんけれども、そこは全体の中で考えてこの60トンというのが適切だろうということで、こういう形の配分の中での対応ということとさせていただいております。

また、管理の内容については、今、広域漁業調整委員会指示に基づき、と申し上げましたけれども、まずその管理手法、どうやって管理していくのかということについては、まだまだ課題があるということで、今般、広域漁業調整委員会の下にくろまぐろ遊漁の専門部会というのを設けて、遊漁関係者にも入っていただいてしっかり議論をしていくと。その上での管理の在り方はどうあるべきかというのを議論していただいて、それを反映させていくという考え方でございます。また、ゆくゆくは、これは資源管理のロードマップであるとか、あるいは水産基本計画にも書かれておりますけれども、くろまぐろの遊漁については、繰り返しになりますが、漁業者の皆さんに厳格な管理をしていただいているというのがありますので、本格的な、漁業法に基づくTAC制度に組み込む形で管理をしていくという方向で議論なり検討を進めていくという考え方でございます。

以上でございます。

○質問者 遊漁もTACの中で漁業法の範囲で管理しなければいけない理由というのは、何なんですか。例えばこの間のくろまぐろ部会でも質問がありましたけれども、国交省所管のプレジャーボートとか、そういったものが水産庁、漁業法では管理できないじゃ

ないかという問題がありましたけれども、そういった点も含めると、やはり漁業法だけで管理するのは限界があるんじゃないでしょうか。

○晝間課長補佐 御質問ありがとうございます。国際交渉担当の方から答えさせていただきます。

まず、国際的な漁獲の管理の決定の仕方として、御指摘のありましたアメリカの漁獲についてはWCPFCではなくてIATTC、全米熱帯まぐろ類委員会という別の国際機関の方で東部太平洋のくろまぐろの管理措置の一部として決められておりますけれども、遊漁の管理についてはいわゆる漁獲上限の何トンというふうに設定された数字とは別に、別途国際的な決定の中で書かれておりまして、そちらの方で何でもやっていいというわけではなくて、商業漁業と同様に漁獲を削減するだとか漁獲を管理するといった書きぶりで管理するということになっています。先ほど言及されたバグリミットの話などは、そういったIATTCの決定を守るためにアメリカの国内措置として実施している措置の一部だというふうに理解をしております。

翻ってWCPFCの方になりますけれども、WCPFCで決定されている国際的な措置の中には、遊漁は漁獲上限とは別に管理するという規定にはなっておらず、国別の漁獲として何トンで管理するという書かれ方をされておりますので、日本の一存で遊漁は例外だとかいうふうにできるような書き方には現時点でなっていないと。それが国内管理に反映されているというふうに理解しています。

以上です。

○質問者 IATTCのルールですけれども、削減までは書いていなくて、同じようなルールに基づいて管理するというだけじゃないでしょうか。ちょっと正確に言っていただかないと議論を誘導するような形になるんじゃないですか。

○晝間課長補佐 御指摘ありがとうございます。

私ちょっと先ほど漠と言いましたけれども、削減管理と言ったのは、過去に漁獲を削減したときに採択された措置では、同様に削減して管理しなければいけないというふうに記載をされておりました。今は漁獲を削減するところから漁獲を増やす局面に入っているので、最新の措置として採択するときには削減という言い方は使わないで、管理という言い方に言い換えているということです。ですので、これまでの管理は過去の措置を踏まえてやってきて、更に新たに採択された措置を踏まえて続いていくと。付け加えますと、我々としてもアメリカの遊漁の近年の漁獲が増えてきているということは、もともと措置に書

いてあった商業漁業と同様に削減して管理しなければいけないということと整合的でないのではないかということはこれまでも指摘しておりますし、今後の漁獲の状況もよく見て必要に応じて指摘をしていきたいというふうに考えています。

○番場課長補佐 すみません。時間を大幅に超過しているんですが、一旦、大変お待たせしました。ウェブの方ですけれども、お願いいたします。すみません、お待たせしました。

○質問者 大型まき網の操業についてお尋ねします。御存じのように福岡県のヨコワの枠というのは非常に全国的にも少ない枠しかありません。それで、操業しているうちにすぐに県からストップがかかります。それで、我々漁業者は渋々操業を止めなければなりません。しかしながら、他県の大型まき網がやってきて、我々が操業をやめた後でも網をやってまぐろを獲っていきます。その辺がちょっとおかしいのではないかなと思って、8月のまぐろの会議でも私は発言しましたが、魚谷さん、どのように思われますか。

○番場課長補佐 ありがとうございます。すみません、私の方から回答させていただきます。

8月のブロック説明会で御意見いただいたのは承知をしております。まずは大型魚が少ないという部分については、先ほど説明したとおり数量の方でいえば、20トン未満の都道府県さんについて一律配分するという事で10トン配分するという事としております。それから、小型魚と大型魚の転換の話もいただいていたかと思います。そういうのも含めて、今回留保の方で小型魚から大型への転換対策というので一定数量を確保することとしておりますし、また、その仕組みについては次の議題の予算の方で説明をさせていただければと思います。十分ではない、何度も申し上げているとおりこれで皆さんが十分に獲りたいように獲れるというふうになるとは思っておりませんけれども、ブロック説明会でいただいた小型魚から大型魚への転換というところで考えたものは、また資料の次の議題のところで説明をさせていただければと思います。

○質問者 ちょっと僕の質問とは違う答えじゃないかと思うんですが、我々が操業をやめた後でも我々の福岡県海域で他県の大型まき網がやってきて操業するという点では、どういうふうに思われますか。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

お気持ちは分かりますが、まき網さんの方も割り振られた数量の中で操業をしていて、その範囲で操業されているということなのかなと思います。目の前で自分たちが獲れない、もう枠がなくなってしまって獲れない状況で獲っているというのがお気持ちとしては分か

りますけれども、いずれにせよ、同じように枠の中で操業しているということなのかなと思います。

○質問者 それでは、やっぱり漁業者が納得しませんね。やはり福岡県の実績として大型さんが獲った魚は福岡県の実績として我々にも配分してほしいなと思いますけれども、どうですかね。

○番場課長補佐 すみません、もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

○質問者 さっき言いましたように、我々は枠がなくなって操業ストップした後でも他県のまき網が福岡県海域にやってきて操業してまぐろを獲っている。この実績はやはり福岡県の実績に少しぐらい加味してもらってもいいんじゃないかと思っていますけれども。

○番場課長補佐 おっしゃりたいことは分かりました。福岡県の沖合で獲ったものについては、福岡県の漁獲実績にしてもらえないか。まき網で獲ったものを福岡県の実績にしてもらえないかというところの御意見なのかなと思います。そこはなかなか今の制度では難しく、漁業種類別とか都道府県別に分けていて、それぞれまき網であれば大臣の管理の下でやっているというところで、まき網で獲ったものについてはまき網の実績ということでカウントさせていただいているところです。

○質問者 その辺がやはりTAC管理に入る前も福岡県海域で操業されていたんですよね。それもやっぱり大中まきの実績として上がっておるから、うちの福岡県の実績には反映されていないんですよね。だから、その辺がちょっとおかしいんじゃないかという声がありますけれどもね。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

それはどちらかというと、実績を付け替えるというよりは小型魚の操業が先ほど会場の方からも話がありましたとおり止まらないように、一部十分ではないけれども、福岡県さんを含め数量が少ない都道府県さんのところには、他の都道府県よりは手厚く配分するような今の案とはなっております。その数量も含めて、なるべく操業が止まらない方向でどういったことができるのか、融通も含めて考えていければいいのかなと思っています。

○質問者 うちの北九州の方の漁協の方から話があったように、まぐろが増えてやっぱりイカの漁ができないというのは非常に困っているんですよね。ですから、その辺のところも考えていただいて、枠を少しでもいただけないかなと思っていますので、よろしくお願いします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

それも含めて、また繰り返しになりますが、次の議題の方で少しその仕組みというか説明をさせていただければと思います。

○質問者 長い時間、どうも皆さんお疲れさまでした。私は皆さんの意見を長時間拝聴しておりますけれども、誰一人今回の増枠に対してよかったという言葉がないのがちょっと残念に思います。7月のISC会議を経て、それから、WC P F C、12月年次会合総会で決定したということはとても喜ばしく思っております。それと同時に水産庁の交渉に当たった担当課の皆様、本当にお疲れさまでございました。

これで十分だということはまず絶対ないということが今日の会議でも全国津々浦々の声が届いておりますので、私もそのように思っておりますけれども、しかし、やはり限りある資源だと思いますので、今後、このくろまぐろ資源を持続的、また恒久的に利用し続けるためには我慢も必要だろうと僕はまず第一義的に考えているところです。いろいろ御意見があったり不満があったり、いろんな指摘があったりしておりますけれども、そこをやはり皆さん飲み込んで、我慢するところは我慢して、更なる増枠に向けて一致協力、団結することが一番大事なことじゃないかなと思っております。個々の意見を聞くと、もう本当に足りない、足りない、不満だ、どうにかしてくれという言葉ばかりが飛び交っておりますけれども、やはりこの資源を大事にすることは日本の水産業、これの成長にもつながるし、活性化もそこで今後期待できるんじゃないかなと考えております。そういった中でこの資源を有効活用して、後継者育成、それから、成長産業になるような水産業、これを目指すべきじゃないかなと、そういういい機会になっているのではないかと私は考えております。

言いたいことはたくさんあります。先ほどもおっしゃっておりましたIQ制度の導入などなども国に全面協力をいたしまして、国もそれを参考にいろんな魚種に対する資源管理の手法として導入しているようです。とても国としては参考になっているのではないかなと思っておりますので、近海かつお・まぐろ漁業の公正・正当な評価もしていただきたいなと思っております。

せっかくくろまぐろ資源が回復しておりますので、決して、今後はこの資源を減少させることなく、増やすような、逆にもう資源管理をやらなくても大丈夫と言わしめるような水産行政であってほしいなと思います。

また、獲り過ぎていなくなってしまったということにならないように、やはりくろまぐろと会話をしながら、知恵を出し合って取り組むことが一番大事ではないかなと思います。

やはりこの資源は冒頭申し上げたように有限でございますので、どのような漁法で獲れば持続的・恒久的な資源として利用できるのかということもやはり資源管理の手法として考えるべきだろうと私は考えております。こういったことで今日の会議を聞いた印象でございますけれども、皆さんで頑張りましょう。よろしくお願いします。

以上です。

○番場課長補佐 御意見ありがとうございました。

その他、御意見、御質問等あればよろしくお願いいたします。

もしなければ次の議題に進ませていただければと思います。

次、議題４となります。くろまぐろ関係予算について、まずは水産庁の方から説明をさせていただきます。

○福井漁獲監理官 それでは、資料４のくろまぐろ関係予算についてという資料を御覧ください。ちょっとツー・イン・ワンになってしまって小さくなってしまって大変申し訳ないんですけれども、下の方のくろまぐろ資源管理に関する支援対策というスライドでございます。

左側がくろまぐろ混獲回避の取組に関する支援のうちの一つとして、いわゆる放流作業に対する支援でございます。これについては、定置網漁業等の安定的な操業を確保するため、これまで１人１日当たり３,０００円の支援ということで、年間上限につきましては定置につきましては１か統当たり１００万円、漁船漁業につきましては１隻当たり３０万円ということでございましたけれども、今般、今国会で審議されております令和６年度補正予算案による拡充というところで、この拡充部分が赤字になっている部分でございます。

まず、定置網漁業につきましては、これまでの１００万円の年間上限につきまして、（１）の赤字の部分で太平洋くろまぐろの資源管理に伴う混獲回避用の機器等を用いて資源評価管理又は漁場環境把握の高度化に資するデータを収集し、資源研究機関等に提供する場合、上限額を４００万円に引き上げると。これにつきましては、いわゆる定置網用の魚群探知機のようなものを既に設置されているか、今後設置されて、設置された以降にこの上限額４００万というのが適用されるということになります。

次が（２）ですけれども、この機器を導入していない方につきまして、放流の情報を水産庁の方に報告していただくということで、（２）の①で次のいずれかの要件に該当する場合、一つ目がアの各県に割り当てられたくろまぐろの漁獲枠のうち、８割を超過して漁獲した場合、若しくはイの各漁業者グループが事業計画提出時に設定した漁獲目標のうち、

8割を超過して漁獲した場合、現状の100万円を125万円に引き上げるということにしております。この125万円につきましては、財政当局とちょっと折衝中なんですけれども、今後段階的に200万円まで引き上げていく方向で、来年すぐにというわけではないんですけれども、今後何年かけて段階的に200万円まで引き上げていくという形になるように調整中でございます。

下の①の要件に該当しない場合は、これまでどおりの100万円が上限ということになります。また、漁船漁業についてはこれまでどおりの30万円の上限ということになります。

右側の（２）のくろまぐろの混獲回避のために必要な経費を支援ということで、こちらはこれまでどおり2分の1補助で、機器の導入、漁具の改良、一時的な漁法の転換に要する経費ということで、定置につきましては700万円の2分の1で上限350万円、漁船漁業については200万円の2分の1で上限100万円、これはR5年度事業でいずれも倍増されておりますので、今回はこのままということになっております。

次に、裏面にいっていただきまして、新資源管理導入円滑化等推進事業というものになります。

この左側の緑の事業内容のところの下にある1番の混獲回避型休漁支援事業、くろまぐろの漁獲を主な目的としていないにもかかわらず、くろまぐろの資源管理をするために休漁せざるを得ない漁業者の休漁期間中の減収の影響緩和のための取組を支援ということにつきましては、これまでどおりの休漁支援事業になります。

2番の相互扶助漁獲支援事業というのが今回の補正予算の中で新しく要件改定して、新しくつくった事業になるんですけれども、これが先ほどの資料2とかの中で、追加配分の⑦という中で小型魚から大型魚へ転換する場合に60トン追加配分で確保するというふうにしていたものに該当する事業になります。

くろまぐろを利用する漁業者間において、小型魚から大型魚に漁獲対象を転換する取組を支援ということですが、右側の事業イメージのところでもちょっと小さくて申し訳ないんですけれども、例えば小型魚を漁獲しているひき縄漁業から大型魚を漁獲するはえ縄漁業に転換する場合というものを想定しております。漁業者グループの中で小型魚の漁獲枠を一定程度抛出して、大型魚を漁獲する人に小型魚の漁獲枠を抛出して、そのグループ内で小型魚から大型魚に漁獲対象を転換する人が小型魚の方に残った人たちに一定の抛出を行う場合、この漁獲金額の一部を抛出と書いていますけれども、この抛出金を小型魚の方に残った人たちに抛出する場合、国の基金から更にここに上乘せをすると。さらに、

一方で国の基金から漁法転換する場合に、例えばはえ縄からひき縄に漁法転換する場合のラインホーラーだとかはえ縄漁具だとか、そういったものに対して支援を予定しております。

この上の操業予備費と書いてありますけれども、これは例えば小型魚を漁獲対象として、そのまま残っているような漁業者の方が他の魚種、イカ釣りをする場合に必要な漁具等の経費もこちらで見られるように考えております。さらに、小型から大型への転換をする場合、通常であれば小型魚の枠から1.47倍で振替をしますけれども、先ほどの追加配分の⑦というところで確保していた原資を用いて、1.47に0.13分をその原資から乗せて、1.6倍で大型魚に転換をしていただくというふうに考えております。

この事業については、まだ要綱要領の改正作業をしているところですので、今後、要綱要領の改正作業ができ次第、もう少し具体的な中身について要件等も含めて都道府県等を通じて御説明していきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○番場課長補佐 御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

そしたら、右の奥の方の方、よろしくお願いいたします。

○質問者 ちょっとこの事業の前に大きな方針を確認したいんですが、先ほど御意見が出ましたように、本来は窮屈な枠が資源管理をした結果、枠を気にしないほど獲れるようになれば一番いいと思うんですが、御承知のように小型魚については半減、それから、大型魚については当時の漁獲量の1.35倍になるということで、どちらかといえば小型魚の半減措置というところからすると、まだまだ枠が特に小型魚は足りないというふうに思っています。

当県は御承知のように小型魚の枠が多い中で、数量からするとかなり我慢をしているということなんですが、この事業を水産庁としてインセンティブを与えるために進めるということはちょっと難しい質問かもしれませんが、小型魚の枠というのはどういうふうに思われているのか。つまり例えばあまり今後増えないだろうから、小型魚から大型魚に転換した方が、ちょっと言葉はあれですけれども、お得ですよという意味合いがかなりあるのかどうかというのをちょっと質問したいです。よろしくお願いいたします。

○晝間課長補佐 ありがとうございます。

ちょっと質問の構造として複雑な部分ではありますが、交渉の観点からお答えさせていただきますと、6月にくろまぐろ全国会議ということで交渉の方針を決めるにあたっ

でも様々御意見いただきまして、小型魚は我慢して大型魚を少しでも多く獲った方がいいという方もいらっしゃる、地区によっては小型魚だけで生活をされていらっしゃるような県もあったと思いますけれども、やっぱり小型魚の増枠もぜひより高い水準で目指してほしいといった意見も含めて頂戴して、今年の交渉に臨んだということです。

結果といたしまして、1.1倍の小型魚、大型魚は1.5倍になりましたけれども、この1.1倍の小型魚の増枠に関係国の理解を得るというのも非常に苦労したというのが交渉担当の率直な見解です。やはり過去に小型魚の漁獲を大幅に増やしてしまった、日本の国のデータとしてそれは出ておりますので、再び小型魚、特にゼロ歳魚の漁獲が増えてしまうということについて関係国からすごく反対意見というか抵抗がありましたけれども、何とか10%増というところは合意にこぎつけたということです。

今後の交渉の行方については、今回まず年次会合で増枠に合意を得たところですので、ちょっと今予断をもって交渉担当として小型魚はもう無理ですとか、頑張ってたक्सン増やしますとかという無責任なことを言うのは差し控えたいと思います。ただ、今後も交渉に当たる際には、これまでと同様に関係者の皆様の御意見を聞いて、そういった御意見も反映しながら交渉の方針に反映させていきたいと、このように考えております。

私からは以上です。

○福井漁獲監理官 国内の方で申し上げますと、先ほどのW C P F Cの結果の中でもありましたけれども、0歳魚、2キロ未満の漁獲が増えないように努めるということが決まっておりますので、努力義務ではありますけれども、小型魚漁獲を抑制する取組の一環としてもこの事業は使えるものと考えておりますし、一方でブロック会議の場なんかでもこれまで地域の実情として、小型魚は実績として地域で持っているんだけど、大型魚は今まで獲っていなかったの、自分の地域では大型魚の枠がなく、大型魚が目の前まで来て増えているのに獲れないんだというような御意見もいただきましたので、そういった方々の地域でそういう小型魚から大型魚に転換する意欲のある方だとか、そういう方々が使っていただけるような事業という意味合いでこの事業について今回R6補正の要件改定の中で頭出しをして要求したというところでございます。

○番場課長補佐 その他御意見、御質問あればよろしく願いいたします。

ウェブの方もよろしいでしょうか。もしあれば手を挙げていただければと思います。

そうしましたら、最後になりますけれども、議題5、その他になります。水産庁の方からは特段何かあるということではありませんので、その他何か御意見、御質問等あればよ

ろしくお願いいたします。

そしたら、前の方、よろしくお願いいたします。

○質問者 漁獲共済の話なんですけれども、漁獲共済の上にある積立ぷらすの上限が変わらないと、これはまぐろの補償意味ということで導入されたんですけども、これが段階的にですが、撤廃されるという動きを聞いているんですけれども、片方で満足な枠がなくて苦しい思いをして、配分が少なくて獲れないで苦しい思いをしている。特に千葉県なんかの小型魚の方に関しては全然少ないんですよ。それで、すごい獲り控えをされていて苦しんでいるのに、片方でこの漁獲共済の方の積立ぷらすの方をやめていくという動きをするということに対しては、ものすごい反対があるのを聞いてきたんですよ。これ片方で獲らせないで、片方で補償を切るということになると、今この補償に関しても違反をしないように抑止力にもなっているところもあるんですよ。しかし、これをなくしちゃうと、じゃあどうせ罰なんてないんだったらいくらでも獲っていいじゃないかというようなことを言う漁業者もいるので、これちょっと積立ぷらすの方はもう一度考え直していただけないかというのが来たので、よろしくお願いいたします。

○魚谷部長 積立ぷらすの、いわゆる下げ止め、くろまぐろの下げ止めについての御意見でありました。この下げ止めは、そもそもが、要は厳しい管理をやっていただくに当たって、ある意味、激変緩和というか経過措置的に導入されたものだというふうに理解をしています。そういう中で、もちろん各現場でいろんな苦労があると、引き続き枠が増えても放流等の負担がある、あるいは漁に出られないというような状況もあるというのは分かりますけれども、状況としては、規制が入る前のトータル漁獲の状況に戻っているというのがまず状況としてはございます。

そういう中で、実際の支払いの実態とかを見ますと、例えばサケの不漁とかそういったものに対応する形になってしまっているというような実態もございます。そういう中で、今のまま何年も前の実績、ずっとその水準で積立ぷらすの補填を行っていくというのはなかなか対外的には説明ができない、理屈が立たないという状況になっているという状況で、これはもう見直さざるを得ないという形でございます。

一方で、くろまぐろについては強度資源管理タイプといって補填水準が一定程度上がるものもございますが、こちらについては引き続き措置をしていくということでございます。一方で、いきなりやめるということではなくて経過措置、経過期間を設けて、基本的には5年かけて通常の形に戻していくという形で、漁業者の皆さんの経営にも配慮した形での

取扱いをするという方向で行うということでございます。

一方で、いろんな例えば漁法の転換だとか、これはくろまぐろに限らないんですけれども、漁業としていろんな課題があると。環境の変化に伴って獲れる魚が変わっているんですとか、あるいはかつて獲れていた魚が獲れなくなっているというような状況があるということも認識しております。そういう中で、そういった問題については、このくろまぐろの下げ止めという特例措置で結果的に面倒を見ているという状況ではなくて、それぞれの問題に対する支援策というのを我々として考えて措置していくということでございます。ですので、先ほどサケ不漁の話をしましたけれども、サケ不漁であればサケ不漁の対策として何ができるか、何をやるべきかと考えるということでございますし、あるいは最近で言えば北海道なんかでも赤潮が出てというのがありますけれども、それは、赤潮なら赤潮の対策、サケならサケの対策ということで措置をしていくと。今の状況はくろまぐろのための措置が違うことに結果的に手当てされていて、それで助かっているという声は多く聞きますし、そのとおりなんだろうと思いますけれども、今の形で続けていくということについてはもう理屈が立たない、対外的に説明ができないということです。そういった5年間の経過措置を設ける形で対応していくと。その間に皆さんの操業の在り方あるいは経営の在り方というところについてもお考えいただかざるを得ませんし、それに対する支援策というのは、別途、我々としても検討していくという考え方でございます。

以上でございます。

○質問者 かつてこのまぐろの交渉で下げ止めをするといったとき、担当にこれはいつまでやるんですかと言ったら、まぐろのTACをやっている限りずっとやりますということ。をその当時の担当の方は言ったんですよね。今10年たって、いきなりこれをこういうふうにするというのは、やっぱり漁業者としても納得できないので、実際にまぐろを獲っていて、それで操業している方には、この措置はそのまま継続していただきたいと。

あと、どういう形にするかというところもやっぱり漁業者の方に説明なり何なりして、一緒に話し合って決めていって、最後にしこりとかが残らないようにできればしていきたいと思いますので、そこのところはひとつよろしくお願いします。

○魚谷部長 当時の説明でどういったことが言われたか。言った、言わないの話はここでは差し控えますけれども、先ほど申し上げたように、いきなりやめるということではなくて、経過期間は設けますということがまず1点としてございます。ですので、そういうことも含めて現地で説明なり意見交換の場が必要だということであれば、水産庁としてもち

ろん現地に伺って話を聞く、あるいは御説明をするという機会は設けさせていただければと思います。

以上です。

○質問者 よろしくお願ひいたします。

○番場課長補佐 その他、いかがでしょうか。

右の奥の方、よろしくお願ひいたします。

○質問者 小型魚から大型魚への不等量交換の時期について、県内の浜の方からの声がありますので、意見を伝えさせていただきます。

長崎県内の中からくろまぐろの回遊の状況だったり漁模様、消化の状況を見ながら盛漁期となる冬場の前に不等量交換ができるようにしてほしいという希望、声を聞いていますので、このタイミングで交換ができるようにしていただきたいという意見です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

そのような御意見があるのは承知をしていますけれども、その年の漁、不漁で枠が余った、足りないという部分、議題3のところでは他のところからも意見がありましたとおり、今1対1での都道府県間で操業を停止させないための融通というのが盛んになりつつあります。この融通制度は大事にしていきたいと思っているところで、その中で、自県の中で1.47倍で振り替えられるというのが通年できるようなことにしてしまうと、都道府県間での今できつつある1.1倍での融通ができなくなってしまうという状況がございます。

ですので、どうしてもこの1.47倍での不等量交換、自県で振り替えるというところについては漁期の前半までに限って、具体的に年2回を考えておりますけれども、その2回、要望に応じて振り替えた後はその年の状況に応じたものは都道府県間、それから、その他大臣管理も含めてですけれども、融通の中で対応をしていきたいと思っております。

ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

よろしければ、以上で本日予定しておりました議事についてはこれで全て終了いたしました。

最後に魚谷から一言挨拶を申し上げます。

○魚谷部長 皆さん、本日はお忙しいところ貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。また、長時間にわたる御議論、誠に疲れさまでございます。

本日、水産庁からお示しをした配分の考え方及び令和7管理年度の具体的な配分量の案

につきましては、12月11日に開催が予定されております水産政策審議会資源管理分科会で審議し、決定をされる予定となっております。本日、水産庁から提案いたしました配分案につきまして、多くの厳しい御意見をいただきました。冒頭の御挨拶で触れましたとおり、今回の増枠はくろまぐろを漁獲する全国の漁業者の皆さんがT A C管理に厳格に取り組んでこられたその成果であり、この配分の考え方に基づきまして、その恩恵を、努力された関係者全ての間で分かち合っていたきたいと、このように考えております。御説明もしましたが、その中には、ある程度の濃い、薄いはもちろんあるんですけれども、全ての関係者で分かち合っていたきたいというのが水産庁としての考え方でございます。

一方で、全ての漁業者の皆さん一人一人が満足するまで獲ることが許されるような漁獲可能量、トータルの量ではないということも事実でございます。このため、全ての関係者の皆さんにとって不満が残る配分の案とならざるを得ないということは御理解いただきたいと思います。これは会議の中でも私から申し上げたことでございますけれども、この点は御理解いただければと思います。本日の我々の説明あるいは質疑応答の中でその考え方あるいは思いが伝わったということを願っているところでございます。

最後になりますけれども、今回の増枠が我が国の水産業の成長産業化に貢献するというのを改めて祈念して、また、皆さんの資源管理への引き続きの御理解と御協力をお願いして、私からの最後の締めの御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○番場課長補佐 以上をもちまして、本日の意見交換会を終了させていただきます。

午後5時19分 閉会